

第二百一回 参議院厚生労働委員会会議録第十八号

令和二年六月十二日(金曜日) 午前十時四十三分開会

委員の異動

六月八日

辞任 本田 顕子君

補欠選任 金子原二郎君

六月九日

辞任 金子原二郎君

補欠選任 本田 顕子君

出席者は左のとおり。

委員長

そのだ修光君

理事

委員

石田 昌宏君 小川 克巳君 足立 信也君 石橋 通宏君 山本 香苗君 片山さつき君 自見はなこ君 島村 大君 高階恵美子君 羽生田 俊君 馬場 成志君 藤井 基之君 古川 俊治君 本田 顕子君 川田 龍平君 田島麻衣子君 田村 まみ君 芳賀 道也君 福島みずほ君 下野 六太君

衆議院議員

厚生労働委員長 平木 大作君

国務大臣 厚生労働大臣 東 徹君

副大臣 厚生労働副大臣 梅村 聡君

事務局側 厚生労働副大臣 倉林 明子君

常任委員会専門員 吉岡 成子君

政府参考人 総務省自治行政局長 大村 慎一君

総務省統計局長 井上 卓君

計調査部長 達谷窟庸野君

厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官 宮崎 雅則君

厚生労働省健康局長 小林 洋司君

厚生労働省職業安定局長 藤澤 勝博君

厚生労働省雇用環境・均等局長 渡辺由美子君

厚生労働省子ども家庭局長 定塚由美子君

厚生労働省人材開発統括官 鈴木英二郎君

厚生労働省政策統括官

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(そのだ修光君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省職業安定局長小林洋司君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(そのだ修光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(そのだ修光君) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図ることを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響による労働者の失業の

予防を図るため、これらの影響により事業主が休業させ、休業期間中の休業手当の支払を受けることができなかった雇用保険の被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができることとしています。

また、雇用保険の被保険者でない労働者についても、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じて、同趣旨の給付金を支給することができることとしています。

第二に、新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応するため、雇用保険の基本手当の受給資格者に対し、その給付日数を六十日、一部の者については三十日延長できることとしています。

第三に、雇用保険の安定的な財政運営を確保するため、求職者給付等に要する費用の一部について、令和二年度及び令和三年度に限り、一般会計から雇用勘定に繰り入れることができることとしています。

また、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び新型コロナウイルス感染症小学校教育等対応コース助成金を支給する事業に要する費用のうち、当該事業に基づき支給又は助成をする額と基本手当の日額の最高額との差等を考慮して政令で定めるところにより算出した額について、両年度に限り、一般会計から雇用勘定に繰り入れることとしています。

さらに、両年度において、育児休業給付及び雇用安定事業に要する費用を雇用勘定の積立金から借り入れることができることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日とさせていただきます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○委員長(そのだ修光君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石橋通宏君 立憲・国民 新緑風会・社民共同会派の石橋通宏です。会派、今日は三名で立たせていただきますが、先頭を切って質問させていただきます。

加藤大臣、もう三月から、予算委員会またこの厚生労働委員会でずっと、今回提案になった法案の前身に関わる議論をずっとさせていただきました。コロナの影響で、多くの残念ながら休業者、失業者、そして休業者については休業手当が支払われていない多くの方が生活困難に陥っているという問題、大臣と様々議論させていただいて、四月の段階ではみなし失業の提案も我々の方からもさせていただいた。様々な検討もいただいた上で、この法案、今回の特別な休業者給付措置が、提案があるということから言えば、ようやく、本当は二月早ければよかったと正直思っておりますが、ようやく本当に休業手当が払われずに苦しんでおられる方々のための支援措置が講じられるということでは、我々も前進だというふううに受け止めさせていただきたいと思えます。

ただ、これから議論させていただきませんが、残念ながら対象範囲が狭過ぎる、これでは多くの方々が支給から漏れてしまうと、その問題を改めてここで、大臣、問題意識は共有を是非させていただいて、それじゃ、そういった方々にどうするのか、できるだけ広く対応いただきたいという思いで今日は質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、この新たな給付制度、対応休業支援金について、幾つか確認をしながらやり取りをさせていただきま。

今回の措置、中小規模の企業労働者のみを対象というところで、中堅企業を含めて大企業労働者が

そもそも適用除外になってしまっています。今日、お手元に、資料の一つで、これ、中小企業基本法に基づく定義がどうなっているのかということもお示しをしておりますが、千四百六十万人の労働者がここで切られます。対象になりません。

大臣、なぜこういった方々を自動的に切るんでしょうか。この中に休業手当が支払われていない方々、とりわけ非正規雇用の方々、多数おられるんじゃないでしょうか。この方々を見捨てるんですか。大臣、なぜここで線を引いてしまうのか、なぜもっと広く対象を取らないのか、まず答弁をお願いします。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、今回の新たな支援金制度というのは、従来からございます雇用調整助成金、これがまずメインであるということがあります。そうした中で、休業手当、休業の命を受けながら休業手当を受けることができない、そうした方をどう救済するのかという、こういった議論があったわけがあります。

その中で、やはり大企業においては、やはりまず休業手当をしっかり払っていただく。もちろん、大企業に対しては今回一万五千円まで上限を上げた対応もさせていただいていて、ところでございますので、そういった意味で、大企業に対しては、引き続きこの雇用調整助成金を活用していただいでしっかりと休業手当を払っていただくよう、これは大企業で働いておられる正規の方、非正規の方問わずそうした対応を取っていただくよう、我々として、これまでもいろんな機会を通じて経済団体、またそれを介して各企業に対してお願いをしてまいりましたけれども、引き続きこうした努力をさせていただきたいというふううに思っております。

他方で、この支援金制度を迅速に提供するというところでありますので、中小企業の皆さん方に対しては、中小企業で働く皆さん方に対して、こうした休業を命じられながら受けられていない、こういった方に対して、まだ制度の詳細を公表させていただいておりませんが、この法律を通して

ただければ、できるだけ速やかに詳細も公表させていただきます。一日も早く申請を受け付け、支給ができるように努力をしていきたいと思っております。

○石橋通宏君 残念ながら、質問に対する答弁に正直なっていないと思えます。

大企業で休業手当が払われていない方々が現に今この時点でも多数おられます。大臣、もう三月からその議論はずっとさせていただいた。だつたら大企業に休業手当の支払を義務化してくれと言ってきたのに、それはしませんと。だから、今も多くの企業で払われていないわけです。

でも、今回、引き続き、いや大企業は頑張ってくださいと。それで駄目だからいまだに払われていないんじゃないんですか。でも、今回の制度ではそこを線引いてこの休業給付の対象にはしないと。重ねて、多くの非正規雇用労働者の皆さん、私たちのところには光が届かないのかと、今本堂に声を上げられていますよ。大臣、届かないです。

この資料の右、基本法の定義、これ政府が、中小企業庁が言っていることですが、基本法ではこういう定義は置いてあるけれども、それぞれの法律によって中小企業の定義は違うんだ、それぞれ施策に応じて中小企業の対象定義というのは変わら得るんだということは政府が言っているんです。であれば、今回の趣旨で、休業手当が払われていない、苦しんでいる方々のための手当だとするのであれば、そこを、これ今回法改正の議論なんですから、その法改正の中でちゃんと議論して広く定義すればいいじゃないですか。支払われるようにすればいいじゃないですか。大臣。

是非そこは、これ法律には中小企業基本法に準ずる云々書いていないわけですから、省令でやるわけですから、これからこの法律が通ればとさつき大臣はおっしゃった。じゃ、その上で、できるだけ広くこの休業給付金、支援金、申請できるよ

うに対象を広げていただきたい。大臣、これは政治決断です。大臣、是非政治決断をお願いします。

○国務大臣(加藤勝信君) 企業規模等に応じて制度をいろいろ運営しているのはいろいろあります。私どもの関係でも、例えば女性活躍推進法等々の適用対象、あるいは先般御議論いただきました五百人とか五十人とかさせていただいている。これは、それぞれの趣旨、目的ののつとつて規模を決定させていただいていると思えます。

本件については、元々雇用調整助成金というのがあります。この助成金の対象においては、今申し上げたような、この助成金の趣旨を踏まえて中小企業基本法の定義を使わせていただいているわけでありまして、当然、その中における今回の個別支払制度ということでありまして、雇用調整助成金と同様に中小企業基本法の定義、これを使わせていただいて判断していくと、そういった一貫した対応にもつながっていくか、というふううに考えているところであります。

○石橋通宏君 何を大事にこの手当の支払を今回やるのかというところに関わると思えますよ、大臣。制度、制度と言われるけど、何度も大臣やり取りしましたけど、これまでの、従来にこだわらない、とらわれない支援を何としてもやるんだつて安倍総理の答弁じゃないんですか。制度の整合性云々、そうじゃなくて、休業手当が払われていない方々を何としても支援するんだ、それが趣旨でしょう。大臣、重ねて、今の答弁じゃ、多くの皆さんが安倍総理の言っていることはうそだつたのかと思われませんか。だから、大臣の政治決断をとお願いをしているんですよ。

大臣、企業規模要件だけではありません。今回のこの制度は、雇用関係があることが前提になっています。要は、休業ということが要件になっているので、雇用関係があつての休業だということ、これでも、多くの既に雇用関係がなくなつてしまつていの方々、そもそも雇用関係が曖昧な方々は対象になりません。フリーランス、個人事業主の方々も対象になりません。そうですね。か

す。

つ、一円でも休業手当が支払われていれば対象になりません。これはもう法律事項で、休業手当が支払われていない労働者がもう明記されてしまっており、一円でも払われていれば対象になりません。

これ、どれだけの労働者が対象外なんですか、これで、大臣。逆に言えば、どれだけの労働者が対象なんですか。大臣、一体それ、シミュレーション、試算しているんですか、厚生労働省は。これだけの労働者が対象で、残念ながらこれだけの労働者は対象でも外ですというの、もう把握されているんですかね。ちょっとこれ教えてください。どれだけの労働者が対象外でこれだけの労働者が対象内なんですか、教えてください。

○政府参考人(小林洋司君) まず、今日資料でお配りいただいておりますところによりまして、これ中小企業のホームページの方を取っていらっしやいます。大企業の従業者が千六百、済みません、失礼いたしました。

休業手当を受けている方のうちというお話でございますが、そこは把握しておりません。

○石橋通宏君 さっきの三つのトリプル要件なんですよ。それを把握されていないわけですよ、全然。だから、これによってどれだけの労働者がそもそも適用除外なのかということ把握もせず、そういう提案をされている、それが我々本当に残念でなりません。

重ねて、大臣、これはもう大臣の決断です。これ法律、これのまま通るのであれば、できるだけ広く救済できるようにこれは是非そういう議論をしていただきたい、そのことを重ねて、これも本当に政治家同士の話としてお願いをしておきたいと思っております。

その上で、これ労働者の給付の申請、これ労働者側から申請ができる制度、これは我々もずっとお願いをしていたことですからこれも歓迎したいと思っております、大臣、衆議院の答弁でもいいから分らないんですね。休業証明書は要求しません、ただ、何らかのサインをいただきますと。サ

インをいただく、証明書、これよく分からないんですけど。

それでも、事業主が嫌だと、証明も出さなければ、サインなんかしたくない、勝手にしろという、残念ながら、事業主は多々いると思います。そういった場合はどうするんですか、労働者は申請できないんですか。それでも労働者が申請できる、給付をするという立って付けて、細かい制度設計はいいです、そういう方向性でやりますということで、労働者の皆さん安心していただきたいと思っております、事業主がもし拒否するような、協力をね、その場合には徹底的に指導するというのと、セットだと思っておりますが、これ、大臣、確認させていただきます。

○国務大臣(加藤勝信君) 証明書というほどどう何か体裁が決まったわけではなくて、今回の申請書に対して御本人が休業手当をもらっていない等々の確認をしていただく、あわせて、事業主からもそうした休業、命じて休業をさせている等々の事情について確認をします、こういう仕組みにさせていただきます。こういって、それに言わば最終的にチェックをしていただけて署名をして出しているということ、今想定をしようというので、休業証明的なものには必ずしもないということを申し上げたところでありませう。

ただ、いずれにしても、そうしたサインであり等々をしていただけない場合というのは当然あり得るというふうに私も想定をしております。その場合においてもまず申請を受けるのかということの御質問がありました、申請を受けさせていただきます。ただ、一応休業しているかどうかの確認はしていかなくやりますので、私どもの方から事業主の方に確認を、例えばですけども、確認をすとか、そういった方策を対応することによって、その申請を受けた後の手続作業を行っていきなさいというふうに思っております、具体的なやり方はこれから確定させていただきますと思っております、基本的な方針として、まず最初

に申し上げた、署名がなくても受けさせていただきます、我々の方で確認作業等々を行って支給につなげていきたい、こういうふうにご検討をしております。

○石橋通宏君 それでも申請は受け付ける、そこは一步前進だと思っております。

大臣、今、確認すると言われた。確認ができない場合、それによって支給がずうっと止まって何か月も待つ、それはあつてはいけないと思っております。確認は何か必要だということも理解は一定しますが、それでやっぱり確認ができないときに、労働者が支給を受けられずと待たされるのではなくて、その場合に、まず支給をしていただけて、そして確認作業を続けていただくような措置が必要だと思っております、大臣、もう一步踏み込んで、それでも支給はすると言っていただけないでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今の話になると、かなり詳細な、こういう場合はどうだ、こういう場合はどうだということを重ねていろいろつくっていくか、というところ、上でお答えすべきものではないかと思っております、基本的に、先ほど申し上げましたように、本来休業を指示しながら休業手当が支払われていないというこの事情、そうした背景というところも当然我々は踏まえながら、そこで働いている方がしっかりと休業手当、に類似するものですけれども、今回の支給金は、これを受けて、しっかりと生活を安定し、そしてしかるべき段階でまた雇用に戻っていただける環境をつくるというのが今回の趣旨でありますから、その趣旨にのっとり対応させていただきたいというふうに思っておりますので、場合によっていろいろな手段、今いろいろなケース等々やっています、駄目なときにも何らかの解決策を我々は考えていきたい、対応策を考えていきたいというふうに思っております。

○石橋通宏君 微妙な言い回しですが、積極的にやるという答弁だったというふうに、うなずいていただきましたので、記録に残しておきたいと思っております。是非、事業主が協力しないからそれに

よって労働者がまた引き続き支払われずに困窮状態が続くと、それだけは大変、もう今の答弁で理解いただいていると理解しましたので、対応を積極的にお願いしたいと思います。

給付額の算定方式もまだ検討中というのは理解しますが、重ねて、既に御存じのとおり、三月以降、新型コロナの影響で大きく減収している労働者の方々が、多くが歩合制ということも議論させていただきます。例えば三月、四月、五月の減収状態が算定根拠に入ってしまうと、そもその給付額が大きく減少しているということになりかねません。ここはどうするのでしょうか。是非、コロナの影響を受ける前の普通のところの収入というものを算定根拠にさせていただいて支給、手当受けられるように工夫して算定方式やっていたかどうかと思っております、大臣、ここも是非前向きな答弁をお願いいたします。

○政府参考人(小林洋司君) 休業前賃金の計算につきましてでございますが、失業給付は六か月というところでございますが、今度の支援金については簡素化の視点からもう少し短い期間で算定できるようにしたいと思っております。その場合、御指摘のように、休業直前のみ賃金額を取る場合には給付額が大きく減少する可能性があります。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく賃金額の減少が生ずるような期間があった場合、そうした期間を可能な限り除外することができるような方策について検討したいと思っております。

○石橋通宏君 ここはいい答弁いただいたと思っております。大臣、是非そういう制度設計をお願いいたします。

それからもう一つ、先ほど休業が前提だと、これ、ゼロか一かの世界なんですか。というのは、この間、毎月勤労統計でも、パートタイム労働者、短時間労働者の方が対前年比でも大きく労働時間がマイナスしている。パートの皆さん

が、例えば週五日働いておられて、それが三日休業で二日だけ勤務で、じゃ、三日分は休業手当、この給付金の申請ができる、これは分かりやすいんです。ところが、五日間働いておられる方が、引き続き五日間、毎日勤務はされているんだけど、八時間が二時間になってしまつて、六時間分ずつと減収で、大きく収入が減収して、そして生活が困難だという方が対象にならないというのは、これもそもそものこの意味がなくなつてしまつます。

是非、ゼロか一かではなくて、そういう勤務時間が減少したことによって減収している方々も休業手当、本来はその部分も休業手当の支払義務はあるわけですから、その義務が果たされずにその労働時間減少分の休業手当が払われていなければこの対象にしていだきたいと思つますが、ここも是非前向きな答弁をお願いします。

○政府参考人(小林洋司君) 今御指摘いただきましたような、一日例えば八時間労働だった方が数時間の労働になってしまったという様な、一日の一部が休業となる方というのもしつやなと思つます。こうした方々につきましても、一定の範囲で給付金の支給対象としてまいりたいというふうに考えます。

ただ一方で、迅速支給のために簡素な仕組みといたつても要請されておりますので、双方の要請を満たすような具体的な算定方法というのを検討したいと思つます。

○石橋通宏君 ゼロか一ではないという理解で、大臣もこれまたうなずいていただいておりますので、今そういう方向での制度設計していただいていると思つます。これ、多くの今パート労働者、短時間労働者の皆さんも期待されていると思つますので、是非、最大限考慮される制度設計を重ねてお願いしておきたいというふうに思つます。

済みません、時間の関係で幾つか飛ばしながら、派遣労働者の関係、確認をさせていただきます。資料の三で、これ、事前に何度も担当の皆さんとはやり取りをさせていただいた。冒頭申し上げ

たとおり、残念ながら雇用関係というものが前提になっております。これ登録型派遣の方々に例を挙げていますが、同じことが例えば学生アルバイトにも言えます。既に雇用関係が明確でないとかなくなつていられる方々は、同様のケースがあります。これ、例えば無期雇用の方々であれば無期雇用契約、雇用契約がありますので、仮に派遣契約がなくてもその間は休業扱いですから、もし手当が払われていなければ、本来、休業手当支払義務があるわけですが、派遣元ですね、残念ながらそれで払われていなければ、今回の休業支援金、これで払われていなければ、今回の休業支援金、これ申請できるわけです。ところが、下の場合、登録型の皆さん、これはもう派遣契約イコール雇用契約ですから、もうこの間ずっと派遣先がないと、その場合には雇用契約が切れてしまつておりますので、今待機状態で次の派遣先がなかなかない、そういう方々が一律対象から切られてしまつます。

これで本当にいいんでしようか。この派遣制度をつくつて規制緩和して拡大してきたこの間の歴代政府の責任を考えれば、まさにこういうときに、あのリーマンのときの派遣切り、年越し派遣村、あれを絶対にもう一回起こさずにはいけないというところでこの間努力してきたはずですが、何とか踏ん張つていただいている。

大臣、この間派遣事業者と会合していただいて、今ある派遣契約は是非継続してほしい、今ある雇用契約は是非継続してほしい、でも既に切られてしまつている人がいるわけです。じゃ、そういうところで穴が空いた方々に何とかこの支援金をみなして例えば適用するような、これまでずっと派遣で働いてこられた方々が、たまたま今回の影響を受けて、派遣先がなくなつて、雇用契約が一時的に消滅されているような方々については救済すると、大臣、是非政治判断していただきたいと思つますが、いかがでしょう。

○政府参考人(小林洋司君) 今御指摘いただきましたように、派遣元企業との雇用関係が切れている場合、これは新たな支援金の対象にならないと

いうことはあります。

そういう事態をできるだけ避けようということですが、今お話もございましたが、大臣の方から派遣事業者団体に対して、その図でいいですと上のような形になるように休業状態で雇用を継続してくださいということを申し上げました。したがつて、こうした対応を今後については地方においても図られますように、我々、労働局通じてしっかりと啓発指導していきたいというふうに思つております。

また、どうしてもこういった対応を取れないケースにつきましては、基本手当の支給あるいは求職者支援制度の対象にもなるところでございまして、あらゆる制度を活用して対応してまいりたいというふうに思つます。

○石橋通宏君 それでいいんですか、本当に。重ねてこの派遣制度を拡充して、拡大して、規制緩和してきたのは皆さん、かつての厚生労働省ですよ。その責任を負つて、絶対に派遣労働者の方々も今回のコロナの影響を受けておられれば救済するんだ、支給するんだ、それを本来広くやるべきでしょう。

大臣、これも問題意識は共有重ねていただいたと思つますので、是非、是非、そういう方々が制度の穴に、谷間に落ちて生活立ち行かない、そういうことにならないように前向きにやつてください。これはもう強くお願いしておきます。

済みません、とんとんとんと、時間ないので行かせてください。

今回の制度、職業差別、職業区別はないと。これまで風俗業等で仕事をされている方々、問題になりましたが、今回はそういう区別、差別はない、全ての働く者が対象だ、それでよろしいですね。イエスでお願いします。

外国人労働者のための案内の翻訳、外国語による案内、これも是非やっていただきたいと思つますが、やつていただけるといふことでよろしいですね。

○政府参考人(小林洋司君) 国籍問わず支給の対象となるわけでございます。外国人の方のように情報が行き届かない、行き届きにくい方が生じないように、外国語のリーフレットを作成し、幅広く周知する等の対応をしてまいります。

○石橋通宏君 これも、これまでの様々な給付制度は後手後手でしたので、今回は是非先手先手で外国の皆さんに対する案内もお願いします。

時間来ましたが、最後に、済みません、同僚議員にお許しをいただいで、総務省来ていただいておりましたが、労働力調査で、今日資料にもありましたが、休業労働者のうちの官公部門が物すごく多い、対前年比で何と十六万人休業者が増えております。でも、今回の休業支援金、これ、官公労働者は対象になりませんよね。

官公労働者で三十一万人休業者がいて、その中の多くがもし休業手当が払われていないとすれば、何らかの同様の措置をきちんと政府の責任で、総務省でやるのか厚労省でやるのか、ちゃんと政府で相談していただいで、官公部門の皆さんにも非常勤公務員の方々も多数おられますから、しっかりと支給していただきたいと思つますが、これへの対応を確認して、質問を終わりにしたいと思います。答弁をお願いします。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。まず、私どももいたしましては、職場について、非常勤職員の方について、引き続き職場を確保するというのを重視して、従来から繰り返し通知をしているところでございます。その上で、休業手当制度は地方公共団体にも適用されるものでございますので、それについては労基法の二十六条の定めるところに従つて休業手当の支給を適切に判断していただくように、これも通知をいたしているところでございます。

今回の制度につきましては、これは先ほど来御

答弁ありましたように、制度を所管する厚生労働省において支給の対象については御判断をいただいているところでございまして、その観点を踏まえて、私どもとしては、引き続き適切に地方公共団体が対応するように通知等してまいりたいと思っております。

○国務大臣(加藤勝信君) 今委員からもお話がありました。雇用調整助成金について、これはそもそも雇用保険二事業の助成金、国又は地方公共団体を対象としておりません。また、そこから保険料をもらっているわけでもありません。したがって、今回、国又は地方公共団体に働く方々が対象とは想定というか、対象にはしておりませんが、ただ、今委員御指摘の点もございまして、よく総務省と連携をさせていただいて対応していきたいと考えております。

○石橋通宏君 よろしくお願ひします。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。共同

会派の中で質問をさせていただきます。雇用調整助成金の制度の中で、今回、大企業の場合は今回の直接の給付が対象になりません。雇用調整助成金の対象が大企業の場合、雇用調整助成金を申請していない大企業に対し休業手当を適切に支払うよう働きかけるなどの対策を取っていらっしゃるでしょうか。これはどうでしょうか。

大企業で雇用調整助成金を使わない企業は私は企業名公表でもすべきだぐらいに思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(達谷庸野君) お答え申し上げます。

今般、雇用調整助成金につきましては、大企業も含めて、一日当たり上限額を一万五千円まで引き上げました。また、これは大企業ではございせんが、解雇等を行っていない中小企業につきましては業種を問わず助成率を十分の十といったこととございまして、更なる拡充を行ったところとでございます。

これを活用して、この助成金を活用して休業手

当を支払っていただくことにより、企業にとりましては有用な人材が確保できる、労働者の方にとりましては安心感を持ってその職場で働くことができるといった、労使間、労使の信頼関係の醸成につながることを、解雇等を行わない中小企業であれば、企業の負担なく一〇〇%の休業手当を受け取ることが可能であることといった様々なメリットがあるというふうにご覧いただいております。

こうしたメリットを積極的に周知いたしまして、企業に対して、大企業も含め、今般の拡充する雇用調整助成金を活用して休業手当を支払っていただくよう、しっかりと働きかけてまいりたいというふうにご覧いただいております。

○福島みずほ君 今、厚生労働省は大変な状況ですが、企業が規模を問わず、休業手当の支払状況について厚生労働省は把握していらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(達谷庸野君) お答え申し上げます。

事業主の休業手当の支払状況を把握した統計はございませんが、新型コロナウイルス感染症に伴い雇用調整助成金を利用した中小企業でございまして、これを対象にサンプル調査を行ったところ、休業手当の平均支払率は八四・六%となっていたところとございます。

○福島みずほ君 是非、大企業の場合も集計をお願いいたします。

今回、労働相談ホットライン、ユニオンなどやっていると見ると、やっぱり直接給付のこの制度に関しての皆さんの期待がすごく大きいです。これは私たちも言ってきたことですから歓迎をしますが、うまく機能するようにということと、本当にこれが雇用調整助成金と直接給付と両方ではなく救済ができるようにと強く思います。

ところで、現場で何が起きているかといふこと、休業支援金制度が創設されるということで、事業主が労働者に対し、休業手当を払わないで、むしろ、じゃ、支援金制度で申請するようになり

うふうに言われたケースが出てきております。こうしたケースが増加しないようにする対策が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(小林洋司君) まず、基本は雇用調整助成金を活用いただき、休業手当をしっかりと支払っていただくこととあります。

今回の支援金ですけれども、非常に厳しい状況に置かれている労働者に対して早急に支援する必要があるということから特例的に実施するものでございます。こういった支援金の支払の有無にかかわらず、使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させる場合には、労働基準法上、休業手当の支払義務が生ずることとあります。

したがって、こういうことも踏まえて、雇用調整助成金を活用して休業手当を支払っていただくようにしっかりと働きかけていきたい。そして、働きかけに際しては、先ほども申し上げましたように、こういった休業手当の支払には様々なメリットがあるということを訴えていく必要がある。

また、この支給後においてでございますが、例えば休業要請の対象業種以外のような事業主のところでも多数支援金の申請がなされているというようなことであれば、本来そういったところは雇用調整助成金を活用していただくことが望ましいわけとございますので、そういったところに対しても積極的な活用というのを不断に促していくという取組はしてまいりたいというふうに思います。

○福島みずほ君 雇用調整助成金の上限額引上げ措置が講ぜられる前に休業手当を支払って雇用調整助成金の支給を受けた事業主が休業手当を追加して支払った場合、雇用調整助成金の差額の追加の支給は可能であること、これは大いに周知すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(達谷庸野君) お答え申し上げます。

既に雇用調整助成金を支給決定している分につきましては、休業に関する労使協定を締結し直しまして休業手当を遡及して増額した場合におきま

ても、先生がおっしゃるとおり、増額した休業手当を基に改めて雇用調整助成金を支給することを可能とするという予定でございます。

雇用調整助成金につきましては、継続的に支給申請を事業主の方が行うところとございまして、特に相談窓口や申請窓口でリーフレット等を活用しまして丁寧な説明するほか、厚生労働省のホームページなどにおきましても周知、広報を徹底してまいりたいというふうにご覧いただいております。

○福島みずほ君 労働協約の再度の締結を企業が拒否しないように、元々真面目にやっていたところが、じゃ、もう一回やっつてもらうことになりまして、この周知、広報などをよろしくお願ひいたします。

登録型派遣労働者は雇用調整助成金の対象となりますが、労働者保護のために、先ほど石橋理事からもありましたが、派遣会社が雇用調整助成金を申請するようにもつと周知、広報すべきではないか。実際、当事者の皆さんたちと交渉をして、例えば添乗員、国内、国外の添乗員の皆さんなど就業日が確定しない労働者についても、過去のシフトを見ながら対応するということと、雇用調整助成金の対象になり得るといふ回答をいただけて、雇用調整助成金で救済するということも、試食、まあ女性だけではありせんが、登録型派遣なわけですね。でも、以前のシフトと比べて、やっぱりこれはちゃんと雇用調整助成金を会社が申請してほしいということで、現場での解決は今皆さん必死でやっています。是非このことを周知してやること、それから労働契約の解除などしないように、これは本当にやっていただきたい。いかがでしょうか。

○政府参考人(小林洋司君) まず、登録型の派遣労働の場合でございますが、今お話ございましたように、所定労働日があらかじめ明確に定まっていないうようなケースもございまして雇用調整助成金の対象となるケースがありますので、積極的に御活用い

ただきたいというふうに思っております。大臣から派遣事業者団体に直接働きかけをしておりませんが、今後、労働局を通じて個々の派遣会社に対しても働きかけをしていきたいというふうに思います。

それから、派遣元事業者が安易な雇止めをしないようにするという点も非常に重要な課題だというふうに思っております。この点につきまして派遣事業者団体に対して要請を行ってきておるところでございますが、個々の派遣元については、雇用安定措置の努力義務あるいは義務が生ずる場合もございます。こういった場合につきましては、都道府県労働局の方におきまして適正な指導監督も行っていくことになるわけでございますので、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

○福島みずほ君 新型コロナウイルス対応休業支援金について、次のケースは対象となるでしょうか。一、登録しているが待機中の派遣社員、二、二〇％程度の休業手当を得ている労働者、三、日雇労働者、これは対象となりますか。

○政府参考人(小林洋司君) 今般の新たな支援金でございますが、雇用契約がある期間中に事業主の命により休業しており、休業中に賃金を受けられない労働者が対象となります。業務に従事していない期間に事業主との雇用関係が切れているような場合あるいは休業手当が支払われているような場合は対象とはならないということになりますので、今御指摘いただいたケースについては多くの場合は対象外になるというふうに思っております。

○福島みずほ君 是非、この登録しているが待機中の派遣社員に関して言えば、雇用契約が派遣元との間で続いているように是非やっていただきたいです。

先ほど石橋理事の方からありました、二〇％程度の休業手当を得ている労働者はもらえないわけですね。それから、日雇労働者ももらえない。でも、これは是非拡充してもらったり、日雇

労働者については是非支援策も強化していただきたいというふうに思います。

労働者が休業支援金を得たとしても、使用者に対しては、休業手当、請求権はありますよね。労働者が休業支援金を得た後に事業主から休業手当を支給された場合、その後、事業主は雇用調整助成金を得ることは可能なんでしょうか。

○政府参考人(達谷窟庸野君) お答え申し上げます。

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図る目的で休業等の雇用調整を行った場合に労働者に支払われた休業手当等の負担に対して助成する制度でございます。このため、事業主から労働者に対して適切に支払われた休業手当につきましては、雇用調整助成金の支給は可能であるということでございます。

なお、労働者が新たに支援金を得た後に事業主から休業手当を支払われた場合につきましては、新たな支援金は支給要件に該当しなくなるということになってございます。

○福島みずほ君 労働行政で働く人々からメールなどをもったりしています。本当に大変だという声を聞きました。

ただ、以前ここで質問しましたが、雇用調整助成金の迅速支給のためにも、第二次補正予算で労働行政への臨時定員の確保、どのような措置がとられたでしょうか。

○政府参考人(小林洋司君) 臨時定員の確保についてのお尋ねでございます。

今般の第二次補正予算におきまして、雇用調整助成金の支給体制の強化を図るためということ、職員の臨時増員六百人を計上しております。また、それ以外に、雇用調整助成金専門の相談員、これを追加で配置するための予算二千五百五十人分を計上しております。計八千六百五十人のマンパワーで今後迅速な処理に努めてまいりたいというふうに思います。

○福島みずほ君 是非、ちゃんと対応するためにも人員増は必要で、しっかりとやっていただければ、よろしくお願いたします。

先ほど石橋理事からも、非正規雇用の公務員、地方公務員などについての質問がありました。一つ目、民間企業に対しては既に通達が出ており、症状がなくても感染させる可能性がある新型コロナウイルスの感染症の特有の疾患を踏まえて労災補償の判断を行われることになりましたが、地方公共団体の非常勤職員の公務災害の場合も同様の基準となるのでしょうか。

総務省は、感染症対策として、公務災害を防ぐためにどう努力し、今後、雇用労働環境の改善などを行っていらっしゃるのでしょうか。というのは、ハローワークは国家公務員ですが、いろんなところで三密状態で、公務員の現場で今、実は三密であるということもありますので、このことについてお聞きをいたします。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。二問、二つ御質問いただきました。

一つ目の公務災害の件でございますけれども、御指摘のとおり、厚生省の方から四月二十八日付で、感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には労災保険の給付対象とされたものでございます。

私もどなたもいたしましても、非常勤の地方公務員の公務災害補償につきましては、労災補償制度と均衡を失したものであつてはならないということがございますので、当該取扱いを踏まえて適切に運用するように、四月三十日付で各地方公共団体に通知をしたところでございます。

今後とも、地方公務員の公務災害補償が適切に実施されるようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、雇用の維持等でございますけれども、これについて、地方公共団体の職場にも事業の縮小など様々な影響が生じていることは承知をいたしております。その上で、これに対しましては、各

地方公共団体において、業務内容や場所、方法の変更、業務研修の実施などによりまして、まずは、引き続き職員が働く場を確保できるように検討し、組織全体として必要な業務体制を構築していくことが極めて重要であると考えております。そこで、三月五日以降、繰り返し地方公共団体に對して通知を發出してきたところでございます。また、先ほどございましたが、やむなく休業させる場合には休業手当制度が適用されるということも改めて通知をいたしているところでございます。

また、御指摘の労働環境の改善という点でございますが、四月六日付で各地方公共団体に対して、例えば職場内での換気の徹底や、物品、機器等の小まめな消毒の実施、こういった様々な労働環境についての留意点につきまして、その取組を進めていただくように通知を發出したところでございます。

今後とも、各公共団体の状況を踏まえまして、引き続き適切な助言を行う等、取り組んでまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 新型コロナウイルス対応休業支援金のことに関して、これは必要な制度ですが、排除されている、もらえない人々がいる。大企業の人、それから地方公務員は、こういった公務員はこの適用に入りませんから、非常勤で働いている人などとりわけもらえない、何か不都合があったり休業しなさいと言われてももらえないという問題、それから、先ほど言った日雇労働者の人や様々な人がやっぱり除外をされるわけですね。

NPO法人官製ワーキングプア研究会がウェブアンケート調査をやり、二百三十五名のエッセンシャルワーカーの人からの証言というのであるんですが、解雇、雇止めがコールセンターの一人。無給の自宅待機が十二名。学童保育が一名。ハローワーク非常勤、それから相談支援員四名、学校給食一人、介護福祉関係、事務職、これは国公の非常勤ですが一人、これは無給の自宅待機なんです。それから、勤務時間の減少と収入減が

二十名。保育所保育の人や学童保育、相談支援関係の人、教育関連、給食の調理、業務委託、非常勤講師、臨時教員など、こういう人たちは労働時間の減少と収入減があります。つまり、やはり休業、無給になったり収入が減っているんですね。

私は、何を言いたいかというと、やっぱり民間と公務が法律の立て付けが日本は全く違います。が、こういうので常に除外される公務員のとおりわけ弱い人々、非正規の人々などをやっぱり救済するように将来的には考えるべきではないか。労働契約法の適用もありませんし、同一価値労働同一賃金の労働契約法の適用もありません。そういう意味では、将来改善をすべきだという意見を申し上げます。

それから、是非、大臣、この四十年間を振り返るではないけれど、新自由主義の政策を変えるべきではないかということをお聞きいただきたいと思います。

ブレイデイミかさんが昨日の新聞でおっしゃっていましたが、イギリスではキーワーカーの人たちに感謝をする。メルケルさんの演説が前ありましたが、私が感動したのは、やっぱりドラッグストアやいろんなところで働く人たちに感謝と、医療、介護だけではなくて、やっぱり運輸も含めたエッセンシャルワーカーに対する本当に感謝というのが非常に早い段階でおっしゃって、キーワーカーあるいはエッセンシャルワーカー、公共、公益、みんなのためにどうしても必要なこういう労働、リモートワークもできない労働です。よね、という人々に対して、もっと労働の面から考えるべきだということも思っております。

ケアワーカーが多いじゃないですか。しかも、女性労働者が圧倒的に多いんです。この労働条件向上を、あるいはそれをもっとやるべきだ。いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信) まず最初に挙げられるのは、まず医療従事者の皆さん方、あるいは福祉等で働いておられる方々、さらには、今般、今宣言は解除されたいけれども、宣言下においても

物流とかあるいは物販とか様々な分野で感染のリスクがある中で働いておられる方々、こうした方々に対して、まさにそうした方々がおられるから我々が生活をし、暮らしをしていけるわけでありますから、そういった意味で、政府においても、総理もお話をされますけれども、我々としても感謝を申し上げたいと思っておりますし、敬意を表していきたいというふうに思っております。

そういった中で、今、ケアということになると介護という関係でおっしゃられたのではないかとありますが、介護で働く方々の処遇。まさに介護サービスをしっかりと確保していくという意味においても働き手を確保していく、そうした観点から、処遇改善ということはこれまでも指摘を受けて、我々も処遇改善をし、昨年の十月からは消費税財源も使った対応もさせていただいたところがございます。

引き続き、ここで働いている方々の働いていただくことに対するしっかりと評価ということ、そして同時に、そこで働く方を確保していくという意味からも、そうした処遇改善も含めた対応を今後とも我々も考えていかなければならないというふうに思っております。

○福島みずほ君 大臣から、こういうキーワーカー、そしてエッセンシャルワーカーの皆さん、ケアワーカー、ケア労働されている皆さんの処遇改善ということで発言をいただきました。私たちはそのことに踏み込まなければいけませんし、それから、土光臨調、中曽根さんの政策、小泉構造改革始め新自由主義で派遣法を一九八〇年代に作り、全ての業種で派遣を可能とし労働法の規制緩和をしたことや、社会保障をやっぱり削減したこと、医療や介護の、ある意味、改悪と私はあえて言わせていただきますが、改悪をしてきたことなどを、やっぱりこのコロナ禍の中で本当に見直すべきだということに思っております。

新自由主義と決別して、もっと命と暮らしを大事にする社会民主主義的な政策の転換を今こそ厚

生労働省はやるべきだ。いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信) 新自由主義とか社会民主主義、それぞれ価値観があるんだと思います。余り我々、主義主張ということではなくて、先ほど申し上げたように、私どもの担当している例えば医療や福祉等、これは患者さんであり高齢者でありあるいは障害者があり、そういった方々の、方のみならず家族も支えていく、こうしたものであるということ、これをしっかりと認識しながら、こうしたサービスがコロナ禍においてももとより平時においても持続的に提供される、こういう環境をつくっていくことが責務だというふうに思っております。

また同時に、こうした医療サービスあるいは福祉サービスは、主として保険料、また税金で賄っているわけでありますから、それを負担をするという部分も当然あります。したがって、負担面も含めて総合的に判断をしながら一つ一つ。

そして、もう一つ大事なことは、先行き高齢化が更に進んでいくという、そうした社会構造の変化ということもしっかりと見据えながら、また今アフターコロナということも言われているわけでありますけれども、そうした先行きもしっかり見据えながら対応させていただきたいというふうに思います。

○福島みずほ君 今回、第二次補正で、介護・医療従事者に対する慰労金が盛り込まれております。

保育士さんや、それから学童クラブの皆さんたちから声が上がっています。私たちのことも是非考えてほしい。私は、それはそのとおりだと思います。どうでしょうか。この方たちにも慰労金、保育士さん、これやるべきじゃないですか。どうですか。

○国務大臣(加藤勝信) 先ほどの話にもつながりますけれども、この新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、本当に様々な方がリスクと闘いながら御自身の使命を果たしていただいているわけであります。

そういった中では、医療、福祉のみならず、今お話があった保育だけではなく、様々な物流、物販等の方々もそういうことでありますので、そうした方々に対する感謝と敬意はしっかりと持つていかなきゃならないと思っておりますが、今般、これまでも御説明させていただいておりますように、感染すると重症化するリスクが高い患者さんや利用者や接触をする中で継続的に必要なサービスを行っておられる、こういった視点から、医療従事者や職員、また介護、障害福祉サービス事業所で働く方々を対象とさせていただいたところでございます。関係する団体からも、保育所の保育士さんに対する対応ということもありません。

ただ、私ども、保育所に対しても、これまでも、例えば利用者や保育所等の運営については、これはほかとは全く異なった形で、利用者が減ったとしても運営費は通常どおり支給をしている。また、三歳以上は国から出ていますが、三歳未満についても、これは一部自己負担がありますけれども、自己負担はもちろん子供を預けなければなりません。しかし、もらえない分も国が負担をするという形で、かなり保育所の経営に対しては、他の事業に比べれば手厚い対応をさせていただいておられますので、それぞれ、一つ一つの視点の中でできる対応をさせていただいているというところでございます。

○福島みずほ君 時間ですので、終わります。ありがとうございました。

○芳賀道也君 立憲・国民・新緑風会・社民の労賀道です。

この特例法の質問の前に、一問だけ。資料の二ページから三ページを御覧いただきましたと思うんですが、これ、福祉新聞ですけれども、コロナに感染し死んでもいいしと。これは、子供がこう言って愕然としたという、横浜の児童福祉施設、榊橋さんという副施設長の言葉なんです。本人ももちろん愕然としたし、それだけにストレスが子供たちにあるのかというのを感じた。榊橋副施設長もおっしゃっていました。

この園には七十人の子供たちが暮らし、コロナ感染で体を動かす機会も極端に減り、寝付きの悪い子供たちも増えた。外出の機会も減っている、ない。コロナへの恐怖心や非常事態である不安から職員に反発するケースも多いのだということ。また、保護者との面会が制限されているというのもストレスになっている。子供の施設ですから、万一感染が広がったということではなかなか面会も制限せざるを得ないということなんです。ね。

横浜市に電話でもし万一感染が起きたらどうしようかと相談したところ、集団感染の場合、軽症なら病院への入院は難しいだろうという見解を電話で示された。コロナ発生の際に現実的にどう動くべきかという指示はいまだに横浜市からは示されていない、非常に不安だと。

この施設からは、しっかりと感染が発生したときの児童養護施設のガイドラインも示してほしいという要望が届いている。厚生労働省は出しているのかもしれないが、やっぱり細やかではない、現場には届いていないという部分があります。

実は、この柳橋さんというのは山形県出身で、子供たちのために働きたいということで今横浜でこの子供たちのための仕事をされているんですが、私の地元山形の保育士さんからも、保育園の方からも、このところずっと保育士もマスク、子供にもマスクをといて保育が続いている。そこで、こんな悪いことが起きているというんですね、子供たちにチックや吃音が増加している。

明らかに子供たちにもストレスがあり、できるだけマスクを外す、食事のときなどは外さざるを得ないので、そういう時間を増やして、子供たちの精神面のケアもしながらマスクを外す保育の時間を増やしていた。ただ、やはり保護者には非常に不安があるものだから、マスクを外すなんてそんな中で、現場の保育士さんは非常にやっぱりこちらでも悩んでいるんですね。

子供のためにはマスクをしない保育の時間も増やさなければ精神的な影響も大きいと。確かに感染防止のマスクにはメリットがあるが、幼児には精神面の悪影響もある。小児学会も、二歳までは窒息の危険性もあり、推奨できないと先頃発表された。さらに、厚生労働省も、熱中症の危険もあることから、そうした面でも感染の危険がないときにはマスクを外してというのを呼びかけるようになってきました。これは、熱中症の危険もあつて、すばらしいことだと思っております。

マスクには心理面でのデメリットもあり、特に保育の分野では、地域の感染の状況も見ながらマスクをしない時間帯を増やしていくべきなど、夏に向けての注意と併せて小児科医や小児精神科医のアドバイスなども入れて、マスクのメリットとデメリットも是非国が周知、広報をしていただかせんでほしいかと。

また、先ほどの記事にありましたように、児童養護施設においては、新型コロナウイルス感染発生時の対応のガイドラインも細やかに示していただかせんでほしいかと。御見解を伺います。

○政府参考人(渡辺由美子君) まず、保育所のマスクの関係でございますけれども、これにつきましては本年五月二十九日に事務連絡を出しております。その中で、子供さんがマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感ぜていないかどうか十分に注意してほしいとか、低年齢の子供の場合はマスクの着用によって熱がこもって熱中症のリスクが高まる等、健康に過ごす上でのリスクが指摘されていること、あるいはマスクの着用に関しては、こういったことを十分理解し、子供の発達に応じた判断を行うとともに、活動や場面に応じて適切に対応してほしいといったことを出してありますけれども、こういった点、更に周知を徹底していきたいと思っております。御指摘のございました日本小児科医学会からも、特に二歳未満に関してはむしろマスクは危険だということ、そういった見解が出されていることは承知しておりますので、今御指摘のございました

心理面も含めまして、少し専門家の方々と我々もよくお話を伺って、必要に応じて更にもう少しきめ細かな周知をしていくということも考えていきたいと思っております。

それから、児童養護施設につきましても、実は三月と四月の二回にわたりました国の方から通知を出しております。感染拡大のための徹底とか、実際に感染者と濃厚接触者が生じた場合にそれぞれについてどういう対応をしていくかということ、かなりきめ細かく書いてございますけれども、これ社会福祉施設全体の通知の中で示しているの、今御指摘ございましたように、実際の現場レベルまで行きますと必ずしも十分にそこが徹底していないところもあるかもしれませんので、私も、児童養護施設の団体等との直接のパイプもございまして、そういったルートも通じて、もう少しきめ細かにこの通知の内容が伝わるようにしていきたいと思っております。

○芳賀道也君 是非、心理面も含めて、現場の保育士さんとか子供の施設の方は、心配する保護者の板挟みになって非常にやっぱり苦しんでいる部分もあるんですね。その辺のサポートも、心理的なことも含めてどうぞよろしくお願いをいたします。

次に、加藤大臣に伺おうと思いましたが、福島委員からも質問がありました。この記事にあるように、本当に児童養護施設も保育の現場も、突如の学校休業の混乱の中、子供を守って、もし子供たちに私たちが感染させたらどうしようというストレスの中で懸命に子供を守ってくださいます。先頃、質問でも述べましたけれども、医療では、例えば薬剤師では門前の薬局が対象にならないという、これについては、多くの自民党の委員の皆さんもこれは是非やるべきだという声もいただきました。

是非、こうした子供を守った皆さんへも、子供はその感染の重症化の可能性が低いと言われても、やっぱり現場で本当にこうやって懸命に働いている皆さんは納得できない部分もすごくあると

思うんですね。是非慰労金については御検討をさせていただくことをお願いして、次の質問に参ります。

また、山形県の方の話を聞くと、この雇用調整助成金、これまでだと申請したうちの約四〇％しか申請が通っていないんだと。この背景には、今は申請も少し簡素化されていますけれども、中小企業や小規模事業者の実情があつて、飲食店ではそもそも貸金台帳なんかない、社員台帳も作っていない、出勤簿も、中にはタイムカードもない、ないない尽くしのところがかなりあつて、ここに社労士さん、社会保険労務士さんが入って申請書類を作るにしても、本来、この貸金台帳や社員台帳などは事業主本人が作成するもので、社労士さんが作るものではないと。で、経営者も、そんなに面倒なら申請しなくていい、どうせ自分がお金ではないのだからと消極的になる事業主もいると聞いています。

先立つもの、資金が十分でない中小企業・小規模事業主は、事実上、休業補償を従業員に払えない。雇用調整助成金を概算として後から請求するという形を取らない限り、体力の弱い中小企業や小さなお店、小規模事業の従業員にくまなく休業補償が行われることはないと考えますが、大臣の御見解はいかがでしょうかと。

○政府参考人(達谷庸野君) お答え申し上げます。雇用調整助成金につきましては、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、当該休業等に要する費用について助成をするものでございまして、この申請に関しましては、五月十九日でございますが、貸金締切日以降、休業手当に係る書類など必要書類が確定していれば、その時点から支給申請をすることができるとを改めて周知させていただきます。

この取扱に関しましては、休業手当の支払の確認のために事業主に提出いただく書類は貸金台帳や給与明細などの休業手当や賃金の額が分かる



書類の写しとしてございまして、支給決定の段階では休業手当の支払の確認をしなくてもこれらの書類に基づき支給を行うが、事後的には支払われたことを確認するという形で現在やらせていただいているところでございます。また、申請や支給の迅速を図るために申請書類等の記載事項の半減などに努めたほか、特に小規模の事業主の方につきましては助成額の算定方法を簡略化するなど、申請手続の簡素化に取り組んできたところでございます。

引き続き、雇用調整助成金の速やかな支給に努めてまいりますというふうに考えてございます。

**○芳賀道也君** 次の質問です。

石橋筆頭理事も千四百六十万人が対象にならな  
いんだということ先ほど質問しておりましたが、人数要件などでどうしても中小企業に分類されなくなってしまう。例えば、田村まみ委員が指摘していましたが、全国の外食チェーン店、ここも今影響を受けて経営大変です。これなどは、人数は多い、大企業要件になってしまふ、その中で労働組合もなく労働者の立場も弱い例が多い。

よって、実際には休業補償をもらえていない人が数多くいる。そのほかの全国チェーン店舗なども、どうしても人数が多くなる、大企業に分類されてしまふ。コロナによる影響を強く受けている業界で、非常に深刻です。

雇用調整金も今回の臨時特例も、中小企業の要件に関する省令を変更することで、実際に休業補償が支払われていない業種の労働者については、できれば三百人などの人数制限も外して中小企業の要件を緩和、新たな個人給付制度から個人支給、請求できるようにすべきではないでしょうか。

業種によっては人数要件で大企業と同じ扱いを受ける例もありますので、人数要件を是非撤廃することを検討、約束していただかせんでほしいか。いかがでしょうか。

**○政府参考人(小林洋司君)** まず、今般の新しい支援金でございますけれども、中小企業を対象と

すると。これは、雇用調整助成金の申請事務処理体制あるいは資金繰りといった面で非常に厳しい状況に置かれている中小企業があると、そういう中で、労働者を救済するというところで特例的に講じているということについて御理解いただきたいと思っております。その範囲は中小企業基本法の定義に沿ってやるということを先ほど申し上げました。そういった範囲についてはしっかりと周知していかなければならないと思っております。

その上で、やはり大企業の方々におかれましては、今回、日額上限の引上げも行っておりますし、週及適用もしております。また、手当率の改定も週及できるということになっておりますので、この助成金を最大限活用していただきまして、休業手当の支払をお願いしていきたいというふうに思っております。

**○芳賀道也君** 是非具体的に、人数要件では業種によっては五十人以上とか百人以下ということもあるんですが、この辺はやっぱ、最低でも三百人以下は認めるとか三百人も外すとか、そういったことはできないのでしょうか。そういう検討もするということもお約束いただけないでしょうか。いかがでしょうか。

**○政府参考人(小林洋司君)** 先ほど申し上げました、今回の中小企業を対象とするということにつきましては、その事務処理体制あるいは資金繰りということに着目をして、中小企業という特殊性を考慮しております。やはりある程度の規模のところにおきましては、そういった体制は整っているべきではないかというふうに我々は思っております。その上で、ほかの助成金、今雇用関係は中小企業基本法の定義を踏まえて対応しておりますので、全体の中で議論するということはあるのかもしませんが、今回はこういった整理でやらせていただきたいというふうに思っております。

**○芳賀道也君** 是非、趣旨としては多くの方を救うというのが趣旨だと思うので、省令でできることであれば、まあ運用改善、三百人までは救うとか三百人も撤廃する、これは是非検討をお願いを

いたします。

次に、時間もありませんので質問の順番を変えますが、事業主が従業員を休ませて数万円程度の見舞金を支払ったようなケースです。幾らまでが見舞金で、幾ら以上を休業補償とみなすのか、見舞金、休業補償についてのルールや目安というのはあるのでしょうか。

**○政府参考人(小林洋司君)** 各種の制度におけます賃金の範囲でございますが、これは労務の対価性を基本として、金銭の性質に照らして個別に判断を要するというのが基本的な考え方でございます。

一方で、今般の支援金につきましては、簡素な仕組みで迅速な支給をしていかなければならないということがございます。したがって、支給前にあらかじめ個別に判断することは難しいという性格を持っております。こういった状況におきまして、今般の支援金、休業手当が支払われていない労働者に対する支援というものでござい

ます。そういうことを踏まえますと、本制度の支給実務としては、各種見舞金等の支給状況あるいは社会通念に照らして不相当でない範囲と考えられる事業主から労働者への一定の金銭の支給につきましては、見舞金に相当するものとして、賃金、休業手当とは取り扱わないという整理をしたいというふうに思っております。

この具体的な金額水準でございますが、これは民間企業における各種見舞金等の支給状況なども総合的に勘案し、また、大部分の方にとつてその休業前賃金の水準に比して過大なものとならないことなどを踏まえて、月額三万円以下かつ休業前賃金以下であるということを検討したいというふうに考えております。

**○芳賀道也君** 月額三万円程度ということでお答えいただきまして。それから、これ、雇調金を払っていないというのが言わばばれらるとまずいというようになことで、後から支払われるというふうなケースもあると思

うんですが、この辺はカウントしないと、そういうことはあるんでしょうか、どうなんですか。

**○政府参考人(達谷庸野君)** お答え申し上げます。

この新たな支援金を受け取られた後に仮に休業手当が払われまして、それにつきまして私どもも雇調金をお支払いするという流れになると思っております。そういう場合は、私ども、まずは雇調金をお支払いします。そうしますと、労働者の方は休業手当を受け取ったということになりますので、新しい支援金の対象から除外されますので、返還いただくということになるということでございます。

**○芳賀道也君** 逆に、そういう何か支給隠しみたいなことでももらえなくなるようなことがないような施策も取ってもらいたいと思います。

加藤大臣に伺います。この法案で規定された新たな個人給付制度はいつから申請がスタートできるのでしょうか。そして、いつ頃実際に受け取れるのでしょうか。

**○政府参考人(小林洋司君)** 詳細につきましては鋭意検討中でございますが、法案成立から一か月以内で開始できるようにしたいというふうに考えております。

また、申請から支給まででございますが、雇用調整助成金、二週間ということをやっております。この支援金につきましても申請から二週間を目途として処理をしまいたいというふうに考えております。当初は申請集中することも予想されますので、それ以上に時間が掛かるかもしれないが、体制整備を図りながらできる限り迅速にお支払をしていきたいというふうに思っております。

**○芳賀道也君** 次に、様々なこのコロナの給付金の事務が今非常に問題になっております。中抜き、丸投げとか、様々言われておりますが、この制度については、説明の中では新たに五千人の人を雇って申請の受付や支援業務を行うと。先ほど福

島委員からも質問がありましたけれども、どのぐらいの予算が事務費として取られていて、これをどう使うのか、どういう仕組みで支給していくのか、教えてください。

○政府参考人(小林洋司君) まず、今般の新たな支援金の申請処理でございますが、都道府県労働局で処理することを想定しております。その際、オンラインや郵送での申請も可能とする、また、窓口相談に來なくても問題なく申請書類を作成できるような簡素なものとする、申請者に参照いただける申請動画を作成するなど、利用される方々の目線に立った取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

こういった申請処理の過程において、コールセンター業務ですとか、それから申請書類に明らかに不備があるか否かの仕分業務、こういったものにつきましては民間委託を想定しております。

新たな支援金制度に係る事務経費でございますが、第二次補正予算に約三百七十九億円を計上しております。このうち大半は都道府県労働局の非常勤職員の人件費でございます。先ほど申し上げましたコールセンター等委託費として四十九・五億を計上しております。でございます。

○芳賀道也君 是非、そのほかの例で疑惑を持たれるような発注にならないようにしっかりとお願いをします。

次に、失業給付についても伺います。これ、雇調金などが一万五千円に引き上げられますが、失業給付は一日八千三百三十円が変わらないと聞いていますが、この失業給付も同じ額に増額すべきではないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 基本手当の水準については、安心して求職活動にいそむことができるのと同時に、再就職時の賃金も踏まえつつ、早期再就職に対する意欲を損なわないようにするという観点から設定をされているわけでありまして、その給付内容を基に、この保険料の負担も含めて現行の制度が構築され、過去様々な不況時等々

がありましてけれども、上限額は引き上げられたことはありません。

今、例えば緊急事態宣言による外出自粛等の影響を受けて、今解除されましたが、一定期間、集団面接、会社説明会等々なかなか求職活動が難しい、こういうことの事情、これはあるというふうには思っております。したがって、今般の法案においては、原則六十日の給付期間の延長を可能とするところを盛り込んだところでございますので、こういった措置も含めて、失業、まず我々としては雇用を守ることが前提でありますけれども、残念ながら失業された方については、こうした基本手当の支給等々を含めて再就職に向けての支援をしっかりやらせていただきたいと思っております。

○芳賀道也君 最後の質問ですが、雇用保険に元々入っていない人が失業した際に、毎月十万元の給付をいただきますながら無料で職業訓練が受けられる職業訓練受講給付金制度があり、一次補正でも五万人分の予算が組まれました。

しかしながら、地元山形県での取組を聞くと、厚労省でやっている職業訓練受講給付金制度と山形県でやっている公共職業訓練制度の整理、区別ができておらず、元々山形県でやっているものが非常に応募があるけれども、実際に厚労省でやっている制度にはなかなか応募がないということなので、この山形県で認定職業訓練実施奨励金を活用した職業訓練プログラムが進んでいないことをどうお考えなのか。また、これせっかくの予算ですから、一緒にして協力して生かしていくということとはできないのか、お答えください。

○政府参考人(定塚由美子君) 求職者支援制度についてのお尋ねでございます。この制度、雇用保険を受給できない求職者に対して、訓練を受講する機会を確保して、訓練の受講を容易にするため、一定の要件を満たす場合には訓練期間中に給付金を支給するという制度でございます。この訓練を希望する求職者の方々、多様な方がいらっしゃいますので、求職者支援訓練というコースだけでは地域において希望する訓練

が提供されない、その方に合った訓練が提供されないという場合もございますので、訓練サービスタについては、御質問でもございましたとおり、雇用保険の受給者を主な対象としている公共職業訓練、これも受講することが可能ということとして、給付金もその場合も出るということにしているわけでございます。

近年、雇用情勢が改善してきていたという傾向にございまして、求職者支援訓練の受講希望者の求職者の減少が続いたということから、一部では、御指摘のように求職者支援訓練までなかなか手を挙げる事業者がないというようなことも生じていた地域があるということは私も承知をしております。

ただ一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が雇用情勢にも影響を及んでいるという現状に鑑みまして、第一次補正予算において求職者支援訓練の対象人員等を拡充する予算を確保させていただいたところでございますので、求職者が希望する訓練を受講するという機会をきちんと地域で確保できるという観点から、地域の関係者から構成される地域訓練協議会という場もありますので、そういう場を通じてしっかりと求職者支援訓練の認定申請をいただくような民間訓練機関、これを開拓、確保していくことに努めてまいりたいと考えてございます。

○芳賀道也君 是非、予算が生きるようにお願いします。質問を終わります。

○梅村聡君 日本維新の会の梅村聡です。

それでは、本日本まず最初は、前回の委員会でも質問があったかと思うんですが、この雇用調整助成金等のオンライン受付システムの不具合が五月二十日とそれから六月の二日と二回起こりまして、六月九日、今週になりました。厚生労働省のホームページでプレスリリース、今後の対応方針についてというものが発表されました。

この今後の対応方針については、外部専門家による厚生労働省及び受託者を対象としたプロジェ

クト管理を含むシステム監査を実施し、今回の事案が生じた原因の徹底的な究明を行う、その結果を踏まえ必要な対応を行うと、こう記されているわけなんです。この監査体制というのは、どの程度の期間で、また外部専門家というのは何人ぐらいの方を起用して監査を行うのか、またこのシステムの運用の再開のめどはどうか、またこのシ

か、この点をお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(鈴木英二郎君) 今般の雇用調整助成金のオンラインの受付システムの不具合でございますけれども、これ、プログラムミスがあった上に、ユーザーの様々な動作を想定したテストが不十分であったということであると認識してございます。このような事態を招いたことにつきましては、心よりおわびを申し上げたいと思っております。

〔委員長退席、理事石田昌宏君着席〕

このシステムの不具合でございますが、御指摘のように今回二回目でございます。事態を重く受け止めて、外部の専門家も入れて厚生労働省及び受託者を対象としたプロジェクト管理を含みますシステム監査を実施しまして、今回の事案が生じた原因の徹底的な究明を行うこととしておるものでございます。

現在、複数の外部専門家にこの打診をしているところでございまして、できるだけ早急に実施の事業者を決定したいと考えてございます。また、この実施の事業者が決定次第、システム監査の内容や体制、スケジュール等につきましてこの事業者と相談したいと考えてございまして、一日でも早くこのシステムを稼働させることができるよう対応を進めてまいりたいと考えてございます。

○梅村聡君 鋭意努力はしていただくといいことですが、まだめどは今のところはっきり言えないということだと思います。もうこれダウンして一週間たつことになりましたので、ちよっと二度とこういうことがないように、しっかりと体制を組んでいただきたいというふうに思います。そして、もう一つは、今回の新型コロナウイル

ス感染症対応休業支援金、そしてもう一つは、今回のこの雇用保険の被保険者でない労働者への給付金等を、やはりこの申請をできるだけ簡素化して、現金ができるだけ早く届くということ、これはもう私も賛成ですし、それをしっかり進めていかないといけないと思いますけれども、前をできるだけスピードアップするということは、逆に言うと、厚生労働省としては事後のチェック、これをどれぐらいちゃんとやっていくかということだと思います。

今回、適切な支給であったのか、具体的にはこの支給要件を満たしていたか等については、厚生労働省としては事後的なチェックというのはどのように行っていくのか、そしてまた、もし仮に支給要件を満たしていない方が支給を受けていた場合には、これは返還等を求めていくのかどうか、この辺の方針を教えてくださいたいと思います。

○政府参考人(小林洋司君) お答えいたします。

新たな支援金でございますが、支給要件を確認した上でお支払いするというのは当然でございますが、お話しございましたように、簡素な仕組みで迅速な支給を図るということを念頭に制度設計をしておるところでございます。その趣旨を損なわないように十分留意したいというふうに考えます。

その上で、事後確認が必要と考えられるケースがあれば、それはしっかりと行うということが重要であります。仮に支給要件を満たしていない方が支給を受けていた場合には、これは他の給付全般と同様でございますが、返還をいただくということになります。

いずれにいたしましても、この事後の確認をどういうふうに行っていくかという方策も含めまして、適切な執行に向けての検討をしっかりと進めたいというふうに思っております。同時に、そうした返還というような事態とならないように適切に周知啓発に努めていくことが非常に重要でございますので、そういったことについても十分留意してまいりますというふうに思います。

○梅村聡君 迅速にやっていたきたいということがまずあって、それと事後のチェックというのはこれは要するにパートナーの関係だと思いのので、余り事前に重い証明を課すことやばり必要な方が素早くきちつと現金を手にはできないという状況があると思いますから、このバランスをしっかりと考えていたきたいなというふうに思います。

それでは、今回新型コロナウイルスが第三波がどうなっていくかという話があるかと思うんですけども、第三波が来ることも非常に大変なことなんですけれども、今年の夏が終わって、秋冬、来年の夏に季節性のインフルエンザと交じって来たときの方が、まあ新型コロナウイルスも大変なんですけれども、現場としてはパニックになっていくのかなというふうに思います。

そう考えますと、今年の秋から来年の春にかけて、新型コロナウイルスが共存する状態の中で季節性インフルエンザがはやったとき、このときの行動計画とか対応指針というのは既に厚生労働省で検討が始まっているのか、あるいは方向性が決まっていたら教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

季節性インフルエンザ等が流行する秋から春には、風邪やインフルエンザと新型コロナウイルス感染症と似た症状、初期症状を訴える多くの患者さんが医療機関を受診することが考えられるかと思っております。

規模感でいきますと想定しにくいところもありませんが、現時点でいえば新型コロナウイルスは二万人弱、それに対して例年季節性インフルエンザは一千万人ぐらい出ていますから、そんな中でどういうふうに行っていくのかと、そのような患者さんをどういうふう適切に受け入れて必要な検査や医療につなげていくのかということ、今度、次のシーズンで、違う、逆に抗原検査のようなものが出てきているので、どう組み合わせるかということがあると思っておりますが、そういうことについて幅広く議論をして、インフルエンザ等の対

策と併せて次なる波に向けた検討をする必要があると考えておまして、専門家の御意見を聞きながら適切に対応できるように準備を進めてまいりたいと考えているところで、今時点で何か固まったものが既にあるというところではございません。

○梅村聡君 これからいろいろと検討していただけたらということだと思っております。ちょっと今日は幾つか考えていただきたいポイントを提案をさせていただきます。先日も、東京都医師会の尾崎会長が記者会見の中で、実際対応するに当たっては、季節性インフルエンザをどれだけ減らしていくことができればいいか、これをまず徹底的にやらなければいけないんじゃないかと。そのための第一歩は、予防接種をできる限りたくさんの方にしっかりと受けていただく、それで季節性インフルエンザのそのピークを少しでも抑えていくことがやっぱり大事なことです。

そう考えますと、まず、実際は国民全員分の季節性インフルエンザのワクチンが本当に用意できるのかどうか、それから、逆に言えば、そういった特にハイリスクの方ですね、高齢者の方とか、そして基礎疾患がある方がしっかりと季節性インフルエンザのワクチンに到達できるのかどうか、これが課題になってくるかと思うんですが、私は、やっぱりそういう方々にしっかりと受けてもらうためには、予算措置をして、そして自己負担をできるだけ減らす形の予算措置をすることで特に必要な方が季節性インフルエンザのワクチンに到達できるようにしていく、このことが大事だと思うんですが、こういった観念の検討というのはなされていくんでしょうか。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

インフルエンザワクチンにつきましては、この冬のワクチンとして製造する四種類の株を、まあ例年ですけれども、この四月の時期に決定しない間に合いませんので、四月に決定して、既に四

社のメーカーが生産に着手しているところでございます。このワクチン製造株決定の際に、可能な限り多くの供給量を確保できるように、厚生労働省として安定供給についてメーカーに働きかけを行ったところでございます。

(理事石田昌宏君退席、委員長着席)

現状では、国内インフルエンザワクチンの製造キャパシティは全国民分には満たないものの、各メーカーは、近年の使用量を上回ることも、ここ数年で最大規模の生産量となった昨シーズン以上の供給量を目標として、国内の製造キャパシティを最大限に活用して生産を始めているというふうに承知しております。

インフルエンザの予防接種は、御案内のとおり、高齢者につきましては流行阻止の効果は示されていらないものの重症化防止の効果があるということで、予防接種法に基づく定期接種の対象とされて一部費用が公費負担されているところでございます。そのほかの年齢の方々については予防接種法の対象とはされていないところでございまして、事実上高齢者の方を優先して接種を呼びかけるような仕組みになっているというところでございます。

あと、さらに、予防接種の話中心に出ましたのが、インフルエンザの予防対策としては、新型コロナウイルスの予防対策と共通する部分も多いところから、そういう感染防止対策の普及も図って、総合的に感染症の流行阻止を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○梅村聡君 多分、国民の半分ぐらいしか受けられないんじゃないかなと、今の製造の能力ですらですね。だから、そういうことをどう対応して、どう優先順位を付けて、また公費負担をどうしていくのかと、このことも非常にこれから重要な観点だと思っておりますので、またしっかりと御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、先般ここで質問をした際にも、じゃ、一千万人の季節性インフルエンザの方が日本で発生すると。この方々は感染症法で言えば五類感染

症になるわけなんです、季節性のインフルエンザに關しては。今回の新型コロナウイルスは、現時点では指定感染症に指定をされていると、これが、二つが同じような症状のものが押し寄せてきたときに本当に対応が現実的に行けるのかどうかと、ちょっと今日はこのことを取り上げてみたいと思っております。

それでは、まず最初の認識として、今回の新型コロナウイルス感染症は、早期発見、早期治療すれば死亡者数あるいは死亡率は下げられると認識をされているのか。厚生労働省として、この早期発見、早期治療というものがどれぐらい重要かということをお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

我が国におきましては、専門家会議等の提言に基づきまして、社会経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするとともに、重症化防止による死亡者数の最小化を図るためということで、クラスターの早期発見、早期対応、それから患者さんの早期診断、重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保、それから市民の皆さんの行動変容という三本柱の基本戦略を取り組んできたところでございます。

この結果として、五月二十九日に開催された専門家会議の提言でも、欧米の先進国などと比較して、新規感染者数の増加を抑制し、市民の生命と健康を守り、死亡者数や重症者数を低い水準で推移させていると評価されておりまして、患者さんの早期診断、重症者への集中治療等も含めた基本戦略が死亡者数や重症者数を低水準に抑えたというふうにご覧いただいております。

今後とも、検査体制の拡充と併せまして、早期診断により患者さんを軽症段階で確実に捕捉して、早期の介入によって重症者、死亡者の発生を防ぐように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○梅村聡君 今、早期発見、早期治療については

二つポイントを言われて、一つは、御本人、本人の重症化予防には早期発見、早期治療が大事だということと、それから、蔓延を防止するクラスターを潰すためには早期発見、早期治療が大事だという、この二つのポイントを言われたと思うんですけども。

確認ですけれども、これ、現在の指定感染症、届出をします。この届出の主体というのは医師ということでもよろしいですかね。医師本人ということでもよろしいですか。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法第十二条において医師に届出の義務が課されているところでございます。

○梅村聡君 それで、じゃ、どういう方を届け出るところかということの資料を今日ちょっとお手元のところにお配りをさせていただいております。

これはどちらか厚生労働省のホームページから取ってまいりましたけれども、この、ちょっと字がちっちゃいんですけど、申し訳ないんですけど、(3)のところは届出基準とありまして、これがア、イ、ウ、エ、オと五種類あります。エとオは、これは亡くなられた方の御遺体のことなので、ちょっとこのエとオは外させていただきます。

そうすると、ア、イ、ウに何を書いてあるかというところ、アは、これは確定した患者さん、ですから、PCR検査をして陽性で、この人は患者さんですと分かった方が、これがアですよ。で、イは、恐らく濃厚接触者なんか当てはまると思うんですけど、症状はないんですけどPCR検査をしたら陽性だと分かった方、これがイで届出をされるわけですね。で、ウは何かというところ、これが指定感染症では大事なことだと思っております。疑似症患者さん、つまり、検査では陽性とは出なかった、あるいはPCR検査はしていないんだけど、総合的に勘案するとこの方は疑いがある

と、そういう方も届出をしてできるだけ広く取らないと、これは感染蔓延防止ができないからということ、このウのところは設定をされているわけですね。

このウはどう書いてあるかというと、(4)に該当する等のごとで新型コロナウイルス感染症が疑われと書いてあるんですね。だから、(4)に書いてあるようなことに当てはまって、医学的に見て、あ、この人はやっぱり新型コロナウイルスのおそれがあるという方は届出をしないといけないわけですね。

じゃ、この(4)というのがどういうことを書いてあるかといいますと、ア、イ、ウ、エは今までよく言われていたことなんです。要するに、流行地域から帰ってきた方とか三十七・五度以上の熱が続いているとか、今までよく言われていたことなんです。このオのところは何か書いてあるかというところ、このアからエに引っこからなくて、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う方は届出対象なんですと、こういう扱いになっているわけですね。

だから、繰り返しになりますけど、PCR検査で陽性になった方とか濃厚接触者は届出なんだけど、それに加えて、PCR検査がなくても届出義務は発生するんだと、こういうカテゴリーが指定感染症の中には設定をされているんです。

まずお聞きしたいことは、今申し上げたこの(4)のオ、総合的に新型コロナウイルス感染症を疑うのであれば、PCR検査をしなくても、あるいはできなくても届出義務があると読めるんですけども、この解釈というのは間違いないかどうかというのを教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

まず前段ですが、新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として政令で定められたことによりまして、感染症法第十二条第一項の規定によりましてお医者さんが届け出るわけですけど、新型コロナウイルスの疑似症患者を診断したときも直

ちに最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届けなければならぬとされているところが前段です。

後段、お尋ねのところですけども、これに基づく新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出基準、今先生から御紹介ありましたが、医師が総合的に判断した結果等から新型コロナウイルス感染症を疑う者につきましては、PCR検査の受診の有無にかかわらず届出を直ちに行わなければならないということでございます。

○梅村聡君 じゃ、そうすると、今回この委員会

の中でもよく話題になった、保健所をお願いしてもPCRをなかなかやってもえなかったという事実があったように、PCR検査で陽性か陰性かというのは実は届出の必要条件であるけれども必要十分条件じゃないという話を今されたと思うんですけども、そうすると、患者さんがやってきましたと、保健所に電話しましたと、この時点で疑っているわけで、疑っているというのか、臨床症状から考えて疑っているわけですよ。で、うまいこと検査行けたという人と、いや、キャパシティーの関係もあるからちょっと様子を見てくれという人とが二つに分かれてくるんですけども。

そうすると、今の御答弁の流れでいくと、PCR検査は今キャパシティーの関係で受けられなかったんだけど臨床症状的には感染が疑われますよと、こういう方はこれまで届出はされていなくて、現実問題としてそっちの方が数が多いわけですから、届出というものはめちゃめちゃたくさん本当はあつたはずなんですけれども、私は、現実的にはPCR検査まで行った人しか届出をされていないんじゃないかなと思っております。これは、検査までたどり着かなくても届出というのはこれまでされていたと厚生労働省としては認識されているのかどうか、教えてください。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

す。

まず、PCR検査まで届いていたかどうかというところで申し上げますと、まず保健所とか行政機関に疑似症に該当するかどうかという問合せがあった方もいまして、疑似症に該当しないということになるとなかなか検査ということにはならないです。

このオのところで医師が総合的にということでは、なかなかPCR検査に届きにくいということと、こういうことでこれも疑似症を疑いますと入れさせていただいて、疑似症が疑われれば、先ほどから申し上げておりますとおりですけれども、感染症法上は疑似症患者としても、疑似症も取り扱うべきということでございますので、医師から必要な届出がなされているというような整理になるのかと思っております。委員が御指摘の御懸念のことがないようにということで、運用の徹底とかは引き続き周知はしっかりとしていきたいというふうに思っております。

○梅村聡君 でも、普通は、保健所に対してこれは疑似症患者ですかという聞き方は多分しないと思っております。だって、電話を受けている方は医師でも誰でもない方が多いわけですから、その人に電話して、医師がですよ、電話して、この人は疑似症患者ですかと聞くことは論理的にはなくて、届出主体は医師なんです。それから、医師が判断するはずなんです。保健所に電話するのこの人が疑似症かどうかとこのことを問い合わせる感覚って多分臨床医にはなくて、それは、これが疑似症の可能性があるから電話しているわけです、箸にも棒にも掛からへん人のことを電話して聞くはずはないわけなんです。

だから、何が申し上げたいかというところ、もしこれが届出対象になっていないんだとしたら、PCR検査陽性の方の何倍もの数の方が多分今届出はされているんだと思います。でも、そういうことって多分統計的にないと思うんです。

何でないのかなというふうに感じるかということ、この資料二見ていただきますと、これ、実際

の届出の紙なんですけれども、これの十二番見ていただきたいと思うんです。この十二番には、診断方法、PCR検査を含めて、どうやって陽性が出たかということを書く前提になっているんですよ。だから、この検査をやらない疑似症の人が届出する場合は、ここ空欄で出てくることになると思うんです。でも、そういう方が本当にそんなにたくさん届出されていたかどうかという話です。

私は、現実的にはそういう届出を、じゃ、検査断られたけれども疑似症患者だからこれ書いて届出しますよという医療機関がそんなに世の中にたくさんあったということは、私はなかったんじゃないかなというふうに思います。

これは、まあ言うたら穴の部分なんです。今回の対応の中で、この間も質問で申し上げたように、PCR検査で陽性の方は患者さんだと扱ってもらえるけれども、陽性が出なかったり、あるいは検査までたどり着かなかった方は患者さんとしては扱ってもらえないと、そういうことが現実的に広がってきいたのが実は今回の指定感染症の一つの課題なんじゃないかなというところは前から申し上げていました。

これ、もし解決しようと思えば、解決方法三つしかないんです。三つしかない。

一つは、今おっしゃったように、もうこの解釈を押し通して、疑似症も全部届出をしてください。これは一つの解決方法なんです。季節性インフルエンザが蔓延してきた、季節性インフルエンザの検査も今防護がなかったらやれないという状況の中で、一千万の方が生まれてくるわけですから、それ、疑似症というか、新型コロナウイルスと新型インフルが見分けがつかない状態で疑似症を届け出てくださいと言ったら、これとんでもない数になってくるわけなんです。だから、これは現実的な方法じゃないんです。

そうしたら、二番目の方法はどうかということ、これ機械的な話ですけど、このウを消すことですよ。でも、このウを消してしまうと新型感染

症の意味が全くなくなってしまうので、これもできない。

そうすると、三番目の方法は、じゃ、大きい声では言えないけど、まあこれマイク通しているの大きい声で言っているんですけど、今までと同じように、PCR検査が陽性の方だけを届出すると。そこまでたどり着かなかった方は、疑似症とドクターは聞かなかつたから、聞かなかつたから疑似症じゃないんだという今のちょっとグレーな部分で押し通していくという、この三つしか方法がないと思うんですけれども、私はどれもちょっと、この指定感染症というものの精神を考えるとちょっとどれでも違うんじゃないかなというふうに思うんですが、これは考え方の整理として今述べさせていただきました。

そうしますと、ちょっとお聞きしたいんですけど、厚生労働省としては、この新型コロナウイルス感染症を指定感染症にし続けて運用することのメリットというのは、逆にどういうことを感じておられるでしょうか。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

まず、今の御質問の前のごとでございまして、けれども、疑似症かどうかということではないんですけれども、新型コロナウイルスに限らず、現場の医療機関の方から保健所の方に、これは何かか病の疑いがあるかもしれないので届ける必要があるんですけど、保健所と照らして、これは疑似症にも該当しませんとか、するから届けてくださいとかというのがある程度日常的にある話なので、そこを今回の新型コロナウイルスについてどういふに徹底するかというのはいくつかの課題だと思っております。

もう一つ御質問いただきました方の指定感染症というのは、既知の感染症が病原体の変異等によって想定以上の感染力や病原性を有することが判明したような場合に、感染症対策上緊急に対応するために法改正を待たずに政令で原則として一年間に限り必要な措置をとることを可能とするも

ので、今回の新型コロナウイルス感染症についても、この考え方に基づいて本年二月一日に感染症法上の指定感染症に位置付けて、その感染者に対する入院の措置とかあるいは医療費の公費負担等の必要な措置が原則一年間に限りとれるようになったところでございます。

この新型コロナウイルス感染症について、現在、その感染力とか罹患した場合の重症度等に係る知見を収集している段階でございますので、次なる波に備えるために、引き続き、適切な感染防止策が講じられた感染症指定医療機関等での入院措置とかあるいは汚染された場所の消毒等の対応について法的根拠をもって対応することが必要でございます。少なくとも、現時点で直ちに指定感染症の指定を取りやめるといふような状況にはないのではないかと考えております。

この感染症法上の指定感染症の指定につきましては、最大でも二年限度というか、政令指定が一回に限り一年延長できるということでございまして、この期間内において新型コロナウイルス感染症を感染症法上のどの類型に位置付けるかということも含めて、その時期も含めて、今後、この感染力とか罹患した場合の重症度等に関して集められた知見を基に、専門家の意見も踏まえて判断していくというふうな流れになるかと思っております。

○梅村聡君 現時点での御答弁はそうだと思います。一千万人の季節性インフルエンザの方が発生してきてる中で、そうしたら、この病気だけが指定感染症だということに突っ込んでいいたら大混乱になるんじゃないかなということを私申し上げているんです。

確かに、保健所に電話をして、この人は疑似症かどうかをディベートするというのは、それは平時はできると思いますよ。保健所長はドクターなんです。だから、あれだけ電話が掛かっている中でそんな相談をやっているとは私は思えないわけなんです。

あるいは、さっき例えば入院を公費でできる

いう話をしましたけど、それはメリットじゃなくって手段なんですよ。権力を使って入院をさせるから、その分、制限した権利の分は国が経済で補償しましょうというのが公費負担を税金でやるということだから、それはメリットではないわけなんですよ。

それから、このまま突っ込んでいったら何が起るかと、じゃ、例えば、せつかく唾液でPCR検査ができますと、防護服がなくてもできるようなものが武器として出てきながら、じゃ、これが指定感染症だったらどうなるかというたら、じゃ、それを調べるのが、疑似症例なんですかと、そこで実際に見付かったら、じゃ、その診療所はまた保健所が入ってきて消毒をして、じゃ、濃厚接触者、誰なんですかと、場合によっては、それが何日間休業しますというような対応を法的にやってみれば、それは、せつかくいい検査のものをつくっても実際はそれをやりにくい状態があるわけじゃないですか。

だから、誤解があるのは、新型コロナを指定感染症から外すというのは軽んじていると皆思うわけですよ。何か軽く見ているからそうするんじゃないかと思われるかもしれないけど、実はそうじゃないかと、これだけ季節性インフルエンザが入ってくる中で、じゃ、きちっと身軽にちゃんと早期発見、早期治療をして、命を落とさないようにするためにはどっちの方策がいいのかなということをしつかり考えていただきたい。そういう意味で、私は、この指定感染症をもう一度検討し直すことが必要じゃないかというのを申し上げておきますので、その点、御留意をいただければと思います。

それでは質問を終わらせていただきます。

○倉林明子君 日本共産党の倉林です。雇調金のオンライン受付システムについて先ほど質問もありました。私は本当に期待も大きかっただけに、二度のダウンというのはもう残念でなりません。個人情報として銀行口座名までもが閲覧可能な状態になっていたと、これ極めて深刻だ

というふうな受け止めております。

外部の専門家による原因の徹底究明ということの方針掲げられているわけですが、システム整備に必要な予算が確保できていたのかと、納期に無理がなかったとは言えないとも思っているんですけども、そういう視点も含めて私は原因究明を求めたいと思います。大臣、どうですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 雇調金調整助成金のオンライン受付システム、二十日にスタートして止まり、また六月五日に再開してまたすぐ止まったというところで、大変こうした事態を重ねて招いたことに対して心からおわびを申し上げたいと思います。

今回の調査の結果は、今般の不具合の内容、一事業者の支給申請に添付されていた申請書類が他の事業者に閲覧されたということも判明したところでありますので、個人情報漏えいしたこうした事業者、また、閲覧した方に対しても説明を、謝罪を行ったところでありまして、また、今般の不具合については、これはプログラムミスであった上に、様々な動作を想定したテストが不十分であるということだと認識しております。まずは一日も早く再開、再々開に向けて取り組まなきゃいけないということですから、そういう面においても、また同じメンバーでやっても余りうまくいかないだろうということで第三者にも入っていただいて、プログラムチェック含めてもう一回徹底的にやらなきゃいけないということ、一日も早い再開を目指していきたいと思っております。

同時に、今委員からお話がありましたけれども、これ実際、契約をしてから、これは五月一日に契約をして実際にスタートしたのは二十日ということ、実質二十日間、十九日ですか、というぐらいい日数しかなかった。金額については一億をちょっと超える金額ということでありまして、その辺も含めてしっかりと検証すべきものは検証させていただいて、一つはまず早く再々開をするとい

うことと、それから、もう少し中期的な意味においては、やっぱり全体としてどうだったのかという検証も併せてしていく必要があるというふうな思いです。

○倉林明子君 感染防止ということと迅速な支払ということ、オンライン、やっぱり必要だと思わなくてはいけません。ただ、早く再開すること、きっちり取り組んでいただきたいということ、これは強く要望しておきたいと思っております。

新たな休業支援金なんですけれども、労働者本人の申請にこれ道開くということ、私どもも求めてきたことで歓迎したいと思うんです。

ところが、先ほど福島委員の方からも紹介ありましたけれども、これ、新制度を見込んで企業が休業手当を支給中止すると、今まで出していたのに、あっち使ってくれというような話が起こってきている。こうした事例というのは明らかに労基法二十六条に違反するんじゃないかと思うんですけれども、どうかということ。

そして、違反行為を不問に付すという制度ではないはずなんです。速やかに支援金をやっばり休業者に届ける。これは本当に、御飯、食費まで削っているというシングルマザーの話は今日もお聞きしたんですけれども、そういう人たちに速やかに届けるということが必要。しかし、違反行為をどう防いでいくのかということもやらないと、企業の責任を果たしたということにならないと思うんです。それ、どうでしょうか。

○政府参考人(小林洋司君) お答えいたします。まず、今般の新たな支援金でございますが、これ、先ほども申し上げましたように、事務処理体制あるいは資金繰りの面から、休業手当の支払もままならない中小企業において苦しい立場に置かれている労働者を早急に支援するというところで特例的に行うものでございます。

今お話ししましたように、こういった支援金の支払の有無にかかわらず、使用者の責めに帰す

べき事由により労働者を休業させる場合には、労働基準法二十六条によって休業手当の支払義務があるわけでありまして、したがって、こういったことも踏まえて、企業に対しては休業手当をしっかりと支払いいただく、その際、雇調金調整助成金を十分に活用してしっかりと支払いただくというのを働きかけていかなければいけないというふうな思っております。

この支援金は今申し上げましたような趣旨でございますので、まずは困っている労働者の方に支払います。速やかに届けるということ、これは強く要望しておきたいと思っております。

例えば、休業要請対象業種以外のようなどころで新たな支援金が多く申請されているというような場合におきましては、これは本来、雇調金調整助成金を活用して休業手当を支払っていただくということが望ましいわけでございますので、そういった休業手当の支払、雇調金の活用についての不問の取組というのもやっばりしていきたいというふうに思っています。

○倉林明子君 やっばり、要はそういう休業要請対象外から出たものについてチェックしていくという視点も大事だと思わなければならない。事後、休業の支援金を出した後に違反行為があった場合ということ、想定されると思うんです。そういう場合はやっぱり労基署とも連携して、こういう違反行為にはきっぱりとした対応も取るという視点でも取り組んでいただきたいというふうな思いです。

加えて、これ衆議院での議論で確認されたかと思わんですが、無給休業の後に解雇されると、こういう事例が増えてまいりました。長期化、要は無給休業だったんだけどもう解雇ですとなった場合なんです。休業期間については遡って申請可能だという答弁だと受け止めました。

これ大事なことです、もうもらえない、対象じゃないと思込んでいる人たちにとっては周知されないと思込んでいます、是非周知徹底をこれは強く求めたいと思込んでいます。

さらに、今回、十分の十、そして一万五千元という事で引上げをしていただきました。これも要望していたことがようやく実現したと思込んでいます。これについては週及、それぞれについて、あつ、もう一つですね、労使合意でも休業手当、週つて増額して支給したと、こういう分についても週及できるといふことかと理解しているんですが、いつまで、期限ですね、どこまで週れるのかというのを確認したい。で、差額は追加で支給される、もちろんだと思込んでいますけれども、これも確認です。

○政府参考人(達谷庸庸野君) お答え申し上げます。雇用調整助成金につきましては、第二次補正予算案におきまして、先生御指摘のとおり、上限額の月額を一万五千元に引き上げる、さらには、解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の助成率を十分の十に引き上げるなどの措置を盛り込んでいるところでございます。

また、この拡充措置についてどこまで週及するかというお話でございますが、緊急事態宣言が発令された四月に週及して適用することといたしてございます。また、その週及に關しまして、既に雇用調整助成金を支給決定している分については、過去の分につきましては、休業に關する労使協定を締結し直しまして休業手当を週及して増額した場合におきまして、これ四月までの週及でございますが、増額した休業手当を基に、改めて雇用調整助成金を支給することを可能とする予定でございます。

○倉林明子君 これ、既にやったところに対しては上乗せできるということになる、それには労使合意が必要になるということになります。こういう分も、休業手当が実質引上げということにつな

がっていきますので、これも情報として、現場のハローワークももちろんですけれども、請求する側、事業所の側にも本当に広く周知して活用されるように努力を求めたいというふうに思込んでいます。

さらに、雇調金と支援金でこれ月額上限を引き上げた、先ほども指摘ありました。一方で、失業給付の基本手当月額上限というのは八千三百三十円。これ、据え置かれた理由というのは先ほど大臣からも紹介ありましたけれども、改めて御説明いただいたのと、次回の更新時がやってくるはずであります、このときに引上げる予定というのはあるんでしょうか。

○政府参考人(小林洋司君) お答えいたします。失業給付の基本手当の水準でございますが、一つは安心して求職活動を行っていただくという観点がございます。また同時に、再就職時の賃金も踏まえて、早期再就職に対する意欲を損なわないようにするという観点もあるわけでございます。

現行の基本手当の月額につきましては、こういった観点に立ちましてその給付内容を定め、負担面も含めて現行制度が構築されておるものがございます。これまでの不況時には、上限額引上げではなく日数延長という事で対処してまいりました。今回も、求職活動長期化ということを踏まえて、給付延長ということを盛り込んでおります。

それから、例年八月一日に行っております月額上限額も含む基本手当日額の改定でございます。これは、雇用保険法第十八条に基づきまして、統計に基づいて、労働者一人当たりの給与の平均額の前年度からの上昇、低下の比率に応じて日額範囲を変更するものでございます。今年度につきましても、その規定に基づいた対応を行うということを予定しております。

○倉林明子君 いや、就労意欲につながるためにこれ日額抑えているということかなと思込んで説明聞いていたんですけれども、今、就労意欲があつたつて求人が本当に減つてきています。これ、更にこうした雇用環境というのは悪化が予測されて

いるというのが実態だと思込んでいます。失業給付の日数の延長ということはしてもらいました。しかし、もう既に、要は、既に失業給付を受けてもう期間終わったという人は、これ対象にならないですよ、延長の対象にはならない。基本手当日額、このコロナの雇用環境の下で通常ベースの対応になっているところ、本当にちょっと見直す必要があるんじゃないかと思込んでいます。

そこで、基本手当日額の上限の引上げはもちろん、失業者の状況を踏まれば、百年に一度と言われているような雇用環境なんです。だからこそ、今やるべきは、雇用保険法二十七条一項の規定によって離職理由を問わない全国延長給付の措置、これ、大臣とるべきじゃないでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 基本手当日額の上限額に対する考え方は局長、また先ほども述べさせていただいたとおりであります。また、御指摘いただいた全国延長給付については、全受給者に一律に九十日延長できるといふ内容であります。

これは、雇用失業情勢が著しく悪化し、求人の減少等のため再就職が極めて困難となり、失業者が多数滞留するに至つた場合を想定してしております。その要件は、基本受給率が四か月連続して四%超になるなど、極めて厳しく設定されているところであります。

現在は、その数字は〇・八八ということでありますから、その水準には至っていないということに加えて、また、新型コロナウイルス感染症が求職活動に与える影響、これはそれぞれ個々によつて様々な事情もあるわけでありまして、今般の法案では原則六十日の給付期間の延長を可能とすることにしておりますけれども、この個別延長給付によつて適用することが適切ということでは法案を提出させていただきます。

成立をさせていただければ、この措置を適切に施行させていただきたいというふうな考えております。

○倉林明子君 御紹介あつたように、この全国延長給付の要件というのは本当に厳しく設定されております。本当に長期化するこの雇用状況に対応するということでは、この要件の緩和にも踏み込んで検討をしていくということは、私は本当早く始めてほしいなと思込んでいます。

雇用も、今のところではいつたら、雇用調整助成金も漏れる人がいる、休業支援金を新たににつくつたけれども、先ほどの議論のように漏れる人がいる、失業者はどんどん増えていくという傾向が出ている。こういう失業にまで、要は、雇用は守れない状況が広がっているわけですよ。失業給付でいかに救済できるのか、こういう点でも今ある法を活用できるように是非検討を進めていただきたい。

終わります。  
○委員長(そのだ修光君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案に賛成の方の挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(そのだ修光君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、石橋君から発言を求められておりますので、これを許します。石橋通宏君。

○石橋通宏君 私は、ただいま可決されました新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党、日本維新の会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。  
新型コロナウイルス感染症等の影響に対

応するための雇用保険法の臨時特例等に  
関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ  
いて適切な措置を講ずるべきである。

一、本法に基づく「新型コロナウイルス感染症  
対応休業支援金」（以下「休業支援金」とい  
う。）及び休業支援金に準じた特別の給付金  
が創設された場合でも、事業主はその責に帰  
すべき事由による休業の場合においては労働  
基準法第二十六条に基づく休業手当を支払う  
義務を免れるものではなく、雇用調整助成金  
を活用して積極的に労働者の雇用維持を図る  
ことが基本であることについて、引き続き周  
知徹底及び必要な指導を行うこと。

二、休業支援金の申請に必要な書類及び関連情  
報について、労働者又は都道府県労働局長か  
らの求めがあった場合には事業主は速やかに  
協力・対応すべきであり、その旨、通達等に  
より、事業主及び労働者双方への周知徹底を  
図ること。

三、休業支援金については、何より迅速な支給  
が求められることから、本法の施行後、速や  
かに申請受付が開始されるよう最大限の努力  
を払うとともに、申請に必要な書類や手続の  
できる限りの簡素化を図り、速やかな支給に  
向けた十分な体制を整備すること。また、給  
付額の決定に用いられる休業前賃金の算定に  
おいては、新型コロナウイルス感染症等の影  
響で減収となった期間が基準とならないよう  
柔軟な制度設計を行うこと。

四、雇用調整助成金の上限額引上げ措置が講ぜ  
られる前に休業手当を支払って雇用調整助成  
金の支給を受けた事業主が当該措置に応じて  
休業手当を追加して支払った場合、雇用調整  
助成金の差額分の追加の支給が可能であるこ  
とを周知するとともに、労使間で協定を再締  
結すること等により休業手当が追加支給され  
た場合には、再申請による助成金の追加支給  
をできるだけ速やかに実施すること。また、

雇用調整助成金の支給の迅速化については、  
申請書類の更なる簡素化や申請受付・審査体  
制の一層の強化を図るとともに、オンライン  
申請については運用停止が繰り返されている  
問題を踏まえ、再発防止を徹底した上で可能  
な限り早期の運用再開を図ること。

五、休業支援金の支給対象とならない労働者の  
中にも、休業手当が適切に支払われていない  
労働者、特に短時間労働者や派遣労働者など  
の非正規雇用労働者が多数存在する実態を十  
分に認識し、引き続き事業主には積極的な雇  
用の維持や休業手当の支払を求めるとも  
に、その他の生活・生計支援策も最大限に活  
用して当該労働者の生活を支えること。

六、派遣労働者、特に登録型や日雇型の派遣勞  
働者については、三角関係の雇用契約の中  
とりわけ弱い立場に置かれている者が多数存  
在することから、派遣先・派遣元事業主に対  
して現在有効な派遣契約・雇用契約の維持・  
継続に努めること及び休業の際に休業手当を  
支払うことを強く要請するとともに、既に派  
遣契約・雇用契約が終了している派遣労働者  
については、早急に次の派遣先が確保される  
よう最大限の努力を行うことや、派遣元の従  
業員として雇用契約を締結し、休業手当の支  
払や休業支援金の支給対象となるよう努める  
ことなど、政府として積極的な要請・指導を  
行うこと。

七、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関  
する特例について、全国の公共職業安定所に  
おいて統一的な取扱いがなされるよう、適用  
基準の明確化を図ること。

八、今後の失業者数の増減や求人数の増減の動  
向などを注意深くモニターしつつ、失業者の  
安定的な求職活動を支える措置を積極的に講  
じていくこと。また、求職者給付や職業訓練  
受講給付金を受給できない失業者に対する生  
活支援策の拡充・強化を検討し、必要な措置  
を講ずること。

九、今後、企業の倒産・廃業・休業の動向や失  
業者数・休業者数の動向などを注意深くモニ  
ターし、国民の生活、暮らし、雇用の維持・  
確保を最大の使命と位置付け、引き続きの雇  
用・生計維持のための政策を前例にとらわれ  
ずに講じていくこと。とりわけ生活保護制度  
が最後のセーフティネットとして確実に機能  
し、保護されるべき国民が迅速かつ適切に保  
護されるよう、地方自治体に対する要請や財  
政措置を徹底すること。

十、国は、地方自治体等が、労働基準法が適用  
される職員に対し、新型コロナウイルス感染  
症等の影響により休業させた場合は、同法第  
二十六条に基づき休業手当を支払うよう、必  
要な措置を講ずること。  
右決議する。

以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま  
す。

○委員長（そのだ修光君） たいいま石橋君から提  
出されました附帯決議案を議題として、採決を行  
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手をお願いいたし  
ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（そのだ修光君） 全会一致と認めます。  
よって、石橋君提出の附帯決議案は全会一致を  
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま  
した。

ただいまの決議に対し、加藤厚生労働大臣から  
発言を求められておりますので、この際、これを  
許します。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣（加藤勝信君） たいいま御決議になら  
れました附帯決議につきましては、その趣旨を十  
分尊重いたしまして、努力をしてまいります。

○委員長（そのだ修光君） なお、審査報告書の作  
成につきましては、これを委員長に御一任願いた  
いと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（そのだ修光君） 御異議ないと認め、さ  
よう決定いたします。

○委員長（そのだ修光君） 次に、令和二年度ひと  
り親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関  
する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院厚生労働委員長盛山正仁君  
から趣旨説明を聴取いたします。盛山正仁君。

○衆議院議員（盛山正仁君） たいいま議題となり  
ました令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等  
に係る差押禁止等に関する法律案について、その  
提案理由及び内容を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、低  
所得のひとり親世帯には収入減少等により心身に  
困難が生じており、また、医療機関や介護・障害  
福祉サービス事業所の職員等には相当程度心身に  
負担が掛かっている状況下において、政府は、第  
二次補正予算により、低所得のひとり親世帯に対  
しては臨時特別給付金を、医療機関等の職員等に  
対しては慰労金を、それぞれ支給することとした  
ところであります。

本案は、これらの給付金の支給の趣旨に鑑み、  
令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給  
を受けることとなった者の受給権等について、差  
押えを禁止する等の措置を講じようとするもので  
あります。

なお、この法律は、公布の日から施行すること  
としております。

以上が、本案の提案理由及びその内容でありま  
す。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただき  
ますようお願い申し上げます。

○委員長（そのだ修光君） 以上で趣旨説明の聴取  
は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もな  
いようですから、これより討論に入ります。――  
別に御意見もないようですから、これより直ちに  
採決に入ります。  
令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係



る差押禁止等に関する法律案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(そのだ修光君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(そのだ修光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会



六月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(第九三〇号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第九三二号)

一、保育・学童保育職員の増員、仕事と子育ての両立支援策の拡充等に関する請願(第九三六号)

一、パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(第九三七号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)

一、ケアプラン有料化などの制度見直しの中  
止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請

願(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)

一、男女間の賃金格差の解消に関する請願(第九九八号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第九九九号)(第一〇〇〇号)(第一〇〇一号)

一、減らない年金、頼れる年金を求めることに  
関する請願(第一〇四八号)

一、じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願(第一〇四九号)

一、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(第一〇五〇号)(第一〇五一号)

一、お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願(第一〇五二号)

一、パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(第一〇五三三号)

一、社会保険料の負担軽減に関する請願(第一〇五四号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一〇五五五号)(第一〇五六号)(第一〇五七号)(第一〇五八号)(第一〇五九号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一〇六〇号)(第一〇六一号)(第一〇六二号)

一、国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに関する請願(第一〇六三三号)(第一〇六四七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七二号)(第一〇七三三号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)

一、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(第一〇八二二号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一〇八三三号)(第一〇八四号)(第一〇八五号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一〇八六号)(第一〇八七号)

第九三〇号 令和二年五月二十二日受理  
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願

請願者 東京都練馬区 平峯寿夫 外一万  
五千二百四十四名

紹介議員 石田 昌宏君

この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第九三二号 令和二年五月二十二日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 東京都世田谷区 谷口実 外三百  
八十八名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九三六号 令和二年五月二十五日受理  
保育・学童保育職員の増員、仕事と子育ての両立  
支援策の拡充等に関する請願

請願者 東京都多摩市 高橋寛 外九百九  
十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九三七号 令和二年五月二十五日受理  
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する  
請願

請願者 石川県金沢市 大西勉 外七百三  
十七名

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 福岡市 八木恵美子 外九百九十  
九名

紹介議員 河野 義博君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九三九号 令和二年五月二十五日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 広島市 梶原宗彦 外千七百七十  
九名

紹介議員 江島 潔君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九四〇号 令和二年五月二十五日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 熊本市 上野修一 外九百九十九  
名

紹介議員 松村 祥史君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九四一号 令和二年五月二十五日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 石川県金沢市 野間成之 外二千  
六百五十四名

紹介議員 山田 修路君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九四三三号 令和二年五月二十五日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 東京都府中市 寺岡浩一 外千五  
百二十一  
名

紹介議員 塩村あやか君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五二号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 横浜市 遠藤周太 外九百九十九名

紹介議員 中西 健治君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五二二号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 香川県東かがわ市 栗田悦子 外九百九十九名

紹介議員 三宅 伸吾君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五三三号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 北海道旭川市 越智麻衣子 外九百九十九名

紹介議員 鉢呂 吉雄君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五四四号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 東京都東久留米市 木村翔 外四百九十九名

紹介議員 浜田 聡君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五五五号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 東京都府中市 中村英治 外三千六百三十四名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

請願者 山形県東置賜郡川西町 鈴木総一 外七百九十一名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五七七号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 広島県福山市 山田大史 外四千七十七名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五八八号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 大阪府豊中市 西脇大祐 外五千九百九十五名

紹介議員 浅田 均君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九五九九号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市 宇野大典 外千九百九十九名

紹介議員 室井 邦彦君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九六〇〇号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 東京都府中市 会田大助 外九百九十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九六二二号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 大分市 阿部千佳代 外千五百六十三名

紹介議員 安達 澄君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九六三三号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 秋田市 鶴谷春美 外三千九百九十九名

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九六四四号 令和二年五月二十六日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 東京都杉並区 鈴木宏司 外四百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九八四四号 令和二年五月二十七日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 仙台市 大塚舞香 外六百六十八名

紹介議員 石垣のりこ君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第九八五五号 令和二年五月二十七日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 長野県安曇野市 宮下和文 外三百七十七名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 山形県鶴岡市 齋藤孝典 外二百七十七名

紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第九八七七号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 北九州市 山本勝己 外九百九十九名

紹介議員 大家 敏志君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九八八八号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 茨城県ひたちなか市 山本里美 外千名

紹介議員 上月 良祐君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九八九九号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 熊本市 福島貴志 外二千四百四十四名

紹介議員 馬場 成志君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九〇〇号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 東京都青梅市 齋藤祐弥 外四百九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九一一号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 福岡市 伊東ちよみ 外九百九十

九名

紹介議員 古賀 之士君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九二号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 山形県米沢市 石幸子 外千八百五十九名

紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九三号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 新潟市 渡辺真由美 外千六百七十五名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九四号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 金辺雅彦 外四百九十九名

紹介議員 佐々木さやか君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九五号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 東京都府中市 山崎茂美 外九百九十九名

紹介議員 塩田 博昭君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九六号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 東京都日野市 池田麻比 外九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九七号 令和二年五月二十七日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 東京都府中市 寺岡真佐美 外千八百三十七名

紹介議員 木村 英子君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第九九八号 令和二年五月二十七日受理

男女間の賃金格差の解消に関する請願

請願者 北九州市 木下彰子 外八千百六十一名

紹介議員 大家 敏志君

二〇一八年の世界経済フォーラムの発表によれば、日本の経済的なジェンダーギャップ指数は百四十九か国中百十七位であった。厚生労働省の発表ではフルタイムで働く女性の平均賃金は男性の七三％で、二十年前より一〇％上昇したが、非正規労働者を加えると五三％にすぎない。また、OECD（経済協力開発機構）は、日本の賃金の男女格差は加盟国の中で三番目に大きいとしている。賃金格差は将来の年金格差にも関わり、生涯にわたる格差を生む。さらに、日本は子供の貧困大国と言われるが、その多くが母子家庭で、その家庭（平均世帯人員三・三人）の就労所得の平均は年二百万円である。しかも、貧困は世代間で連鎖する。男女同一賃金原則を定めているのは労働基準法第四条であり、それを補完する男女雇用機会均等法も制定されているが、歴史的背景、職場慣習など様々な理由からこの原則は厳密には守られず、格差はなかなか縮小されない。このまま推移すれば、日本の女性の生涯収入は男性より億の単位で少ない状態が続く。現在、労働力人口に占める女性の割合は四〇％を超え、将来一層進む少子高齢化を考慮しても、女性の地位、経済的向上は最も重要な課題である。そのためにも、男女間の賃金格差の要因を明らかにして是正すると同時に、女性支援を積極的にを行い、男女間の賃金格差の解消を図ることを求める。

については、次の事項について実現を図られた

い。

一、男女間の賃金格差の解消に向けた取組を推進すること。

二、母子家庭の母親の就業支援を幅広く行うこと。

三、女性の知識、技術の能力アップを後押しすること。

第九九九号 令和二年五月二十七日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町 島田信子 外千九百九十一名

紹介議員 安江 伸夫君

二〇一五年一月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」によって、我が国の難病対策は、法的根拠を持つ総合的対策として新しく出発した。難病法第二条の基本理念では、難病患者が地域社会において尊厳を持って生活することができるよう、共生社会の実現に向けて、「難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない」と定め、第四条の厚生労働大臣が定めた基本方針では、「難病は、一定の割合で発症することが避けられず、その確率は低いものの、国民の誰もが発症する可能性がある。難病の患者及びその家族が社会が包含し、支援していくことがふさわしいとの認識を基本として、広く国民の理解を得ながら難病対策を推進することが必要である」としている。また、生まれながらに難病や疾病のある子供たちが適切な時期に適切な医療や教育を受けられることで、成人となった際の社会参加の可能性が広がってきた。国及び地方自治体がこの基本的な推進方向に沿った難病対策の総合的な推進と国民への周知を進め、子供たちが未来に希望を持てるよう一層の努力をすることともに、難病以外の長期慢性疾病の患者・家族が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて有機的な連携を図りながら総合的な対策を推

進するよう求める。

進するよう求める。

については、次の措置を採らねたい。

一、未診断疾患を含めた難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぎ、指定難病対象疾病の拡大及び国民への難病に対する理解と対策の周知を進めること。

二、難病患者と家族が地域で尊厳を持って生活していくことができるよう、長期にわたり治療を必要とする難病や長期慢性疾病患者の医療費を始めとする経済的負担の軽減を図るとともに、障害者総合支援法による福祉サービスの提供などの政策を更に進めること。

三、難病や小児慢性特定疾病の子供に対する医療の充実を図り、成人への移行期医療を確立すること。また、医療的ケアの必要な子供たちの教育を保障すること。

四、全国どこに住んでも我が国の進んだ医療を受けることができるよう、専門医療と地域医療の連携を強化すること。また、医師、看護師等専門スタッフの不足を原因とする医療の地域格差を解消し、リハビリや在宅医療の充実を図ること。

五、就労は難病患者にとって、経済的な側面のみならず、社会参加と生きる希望につながるものである。そのため、幼児期からの教育の保障、障害者雇用率の対象とすることによる就労の拡大や就労支援を充実すること。

六、「全国難病センター」（仮称）の設置等により、都道府県難病相談支援センターの充実や一層の連携、患者・家族団体活動への支援、難病問題の国民への周知等を推進すること。

第一〇〇〇号 令和二年五月二十七日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 愛知県豊田市 前田鉄男 外千九百八十七名

紹介議員 里見 隆治君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一〇〇一号 令和二年五月二十七日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 愛知県岡崎市 磯部鈴枝 外千九百六十九名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一〇四八号 令和二年五月二十八日受理

減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願

請願者 大阪市 小倉正文 外百三十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一〇四九号 令和二年五月二十八日受理

じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都小金井市 小嶋将太 外五千一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇五〇号 令和二年五月二十八日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願

請願者 東京都足立区 宮野和雄 外九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一〇五一号 令和二年五月二十八日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願

請願者 石川県金沢市 越村由紀子 外五百三名

紹介議員 横沢 高德君  
この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二〇五二号 令和二年五月二十八日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願

請願者 愛知県岩倉市 尾関太一 外四千五百六十一名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一〇五三号 令和二年五月二十八日受理

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願

請願者 愛媛県松山市 中政勝 外三百五十五名

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一〇五四号 令和二年五月二十八日受理

社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 埼玉県深谷市 山口華菜子 外三百四十七名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第一〇五五号 令和二年五月二十八日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 横浜市 鈴木ゆかり 外二百二十八名

紹介議員 三原じゅん子君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一〇五六号 令和二年五月二十八日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市 松永外美 外千五百五十七名

紹介議員 小沼 巧君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一〇五七号 令和二年五月二十八日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 静岡県掛川市 三橋朋花 外九百九十九名

紹介議員 平山佐知子君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一〇五八号 令和二年五月二十八日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 京都府京丹後市 中西宏昭 外六万八千三百九十五名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一〇五九号 令和二年五月二十八日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 神戸市 正木明男 外千九百九十九名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一〇六〇号 令和二年五月二十八日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 青森県弘前市 成田俊介 外五百六十名

紹介議員 田名部匡代君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一〇六一号 令和二年五月二十八日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 福島県郡山市 渡邊善広 外千八百十二名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一〇六二号 令和二年五月二十八日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 千葉健一 外千四百百名

紹介議員 横沢 高德君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一〇六三号 令和二年五月二十八日受理

国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都東大和市 米倉武文 外千三百二十八名

紹介議員 井上 哲士君

政府は、二〇二二年の社会保障制度改革推進法の成立以降、社会保障の抑制を続けている。そして、社会保障を家族相互、住民間の助け合いの制度として国の責任を後景に押しやり、お金のありなしで差別する制度にすり替えられている。さらに、全世代型社会保障の名の下に全世代に対する給付抑制と負担増を進めようとしている。国民の中に生活不安が広がり、暮らしはますます厳しくなっている。命を失う事例も報告されている。格差と貧困の拡大は社会問題となっており、それを助長する不平等な政策は直ちに中止すべきである。国民の願いは、社会保障制度の改善と充実である。貧困を解消し、若者も高齢者も誰もが安心して生き続けられる社会とするために、今こそ最低保障年金制度、全国一律最低賃金制度を導入するなど、憲法第二十五条に基づいて、全ての人が健康で文化的な生活を営むことができるよう社会保障制度の拡充をすべきである。そのために、現在の不公平な税制を応能負担原則へと正すことにより、財源の確保を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、地域に必要な医療、介護、福祉、年金、障害、教育、子育て、生活保護、雇用等、命・暮らしに直結する社会保障制度・体制を国の責任



策の総合的な推進に関する請願(第一一四七号)

一、新型コロナウイルス感染症対策としての賃金・収入補償、社会保険料の減免に関する請願(第一一五五号)

一、ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(第一一五六号)

一、減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願(第一一八二号)

一、七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保険料引下げに関する請願(第一一八二号)(第一一八三号)(第一一八四号)(第一一八五号)(第一一八六号)(第一一八七号)(第一一八八号)(第一一八九号)(第一一九〇号)(第一一九一号)(第一一九二号)(第一一九三号)(第一一九四号)

一、ケアプラン有料化などの制度見直しの中  
止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(第一一九五号)(第一一九六号)(第一一九七号)(第一一九八号)(第一一九九号)(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)

一、お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願(第二〇八号)(第二〇九号)(第二一一〇号)(第二一一一号)(第二一二号)(第二一二三号)(第二一二四号)(第二一二五号)(第二一二六号)(第二一二七号)(第二一二八号)(第二一二九号)(第二二〇号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第二二二二号)(第二二二三号)(第二二二四号)(第二二二五号)(第二二二六号)(第二二二七号)(第二二二八号)

策の総合的な推進に関する請願(第一二二七号)(第一二二八号)(第一二二九号)(第一二三〇号)(第一二三一号)

一、国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに関する請願(第一三三二号)

一、ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(第一三三三号)(第一三三四号)(第一三三五号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一二四七号)(第一二四八号)(第一二四九号)(第一二五〇号)(第一二五一号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一二五二号)(第一二五三号)(第一二五四号)

一、ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(第一二五五号)(第一二五六号)

一、七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保険料引下げに関する請願(第一二六九号)

一、ケアプラン有料化などの制度見直しの中  
止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(第一二七〇号)

一、若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願(第一二七一号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一二七二号)(第一二七三号)(第一二七四号)(第一二七五号)(第一二七六号)(第一二七七号)

二八六号)

一、原発被災者の仕事・雇用対策に政府が責任を負うことに関する請願(第一二八七号)

一、お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願(第一三〇三号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一三〇四号)

一、生活保護基準の引下げを撤回し、二〇一八年十月前の基準に戻し、引上げを求めることに関する請願(第一三〇五号)

一、国の責任で、みんなが安心できる年金制度とする事に関する請願(第一三〇六号)

一、医療・介護の負担増の中止に関する請願(第一三〇七号)(第一三〇八号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第一三六一号)(第一三六二号)(第一三六三号)(第一三六四号)(第一三六五号)(第一三六六号)(第一三六七号)(第一三六八号)(第一三六九号)(第一三七〇号)(第一三七一号)(第一三七二号)(第一三七三号)(第一三七四号)(第一三七五号)(第一三七六号)(第一三七七号)(第一三七八号)(第一三七九号)(第一三八〇号)(第一三八一号)(第一三八二号)(第一三八三号)(第一三八四号)(第一三八五号)(第一三八六号)

一、トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂の使用規制・禁止に関する請願(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一号)(第一四三二号)(第一四三三号)(第一四三四号)(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七号)(第一四三八号)

一、八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願(第一四三九号)(第一四四〇号)(第一四四一号)(第一四四二号)(第一四四三号)(第一四四四号)(第一四四五号)(第一四四六号)(第一四四七号)(第一四四八号)(第一四四九号)(第一四七〇号)

四五〇号)(第一四五一号)

一、保育・学童保育職員の増員、仕事と子育ての両立支援策の拡充等に関する請願(第一五一三三号)

一、七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保険料引下げに関する請願(第一五一四号)

一、ケアプラン有料化などの制度見直しの中  
止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(第一五一一号)

一、パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(第一五一六号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第一五二七号)(第一五二八号)(第一五二九号)(第一五三〇号)(第一五三一号)(第一五三二号)(第一五三三号)(第一五三四号)(第一五三五号)(第一五三六号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一五三三三号)(第一五三三四号)(第一五三三五号)(第一五三三六号)

一、若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願(第一五三二二号)

一、お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願(第一五三三三号)(第一五三三九号)(第一五三四〇号)(第一五三四一号)(第一五三四二号)(第一五三四三号)(第一五三四四号)(第一五三四五号)(第一五三四六号)(第一五三四七号)(第一五三四八号)(第一五三四九号)(第一五三五一〇号)(第一五三五一一号)(第一五三五一二号)(第一五三五一三号)(第一五三五一四号)(第一五三五一五号)(第一五三五一六号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

(第一六〇五号)(第一六〇六号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一六〇七号)(第一六〇八号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一六〇九号)(第一六一〇号)

一、ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(第一六一一号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第一六一二号)(第一六一三号)(第一六一四号)(第一六一五号)(第一六一六号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第一六二二号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一六三三号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一六三四号)

一、ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(第一六三三号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第一六三六号)

一、ケアプラン有料化などの制度見直しの中、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(第一六四二号)

一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第一六四三三号)

一、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一六四四号)(第一六四五号)

一、ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(第一六四六号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第一六四七号)

この請願の趣旨は、令和二年五月二十九日受理

第一一四二号 令和二年五月二十九日受理

保育・学童保育職員の増員、仕事と子育ての両立支援策の拡充等に関する請願

請願者 山梨県西八代郡市川三郷町 堀越 正人 外三百一名

この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第一一四三三号 令和二年五月二十九日受理

福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願

請願者 山梨県笛吹市 坂本健太 外百九十九名

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一一四四号 令和二年五月二十九日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 茨城県結城市 落合隆 外千名

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一一四五号 令和二年五月二十九日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 長野県大町市 村端陽子 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一一四六号 令和二年五月二十九日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 京都府京丹後市 引野久美子 外五千九百九十九名

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 茨城県那珂市 檜山恵子 外九百五十一名

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一一五五号 令和二年五月二十九日受理

新型コロナウイルス感染症対策としての賃金・収入補償、社会保険料の減免に関する請願

請願者 京都市 寺田弘美 外百九十七名

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

紹介議員 倉林 明子君

イベントや外出の自粛要請により、収入が途絶えたり、激減する事業者・個人が増えている。収入減への補償に踏み出してこそ、自粛要請に応えて安心して休業することができ、感染防止対策の実効性を保証できる。政府の補償なき緊急事態宣言では事態を打開することができない。憲法第二十九九条は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができ」として、この精神に立つのなら、感染拡大防止という公共のために起きた損失を国が補償することは憲法上の要請である。緊急に求められる点については、思い切った財政補償に速やかに踏み出すことを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、賃金・収入補償の仕組みを直ちにつくり、正規・非正規労働者、フリーランス、自営業者も含め、通常の賃金・収入の八割以上を補償する手立てを採ること。

二、「自粛」による倒産・廃業をさせないために、中小業者に対し、社会保険料の減免を行うこと。

第一一五六号 令和二年五月二十九日受理

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一一四七号 令和二年五月二十九日受理

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

請願者 栃木県下野市 伊澤哲 外二百四十一名

紹介議員 高橋 克法君

平成二十一年に成立した肝炎対策基本法の前文に「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染にたいしては、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていないにもかかわらず、多くの感染者は、過去の血液行政や医療行政の不具合により感染し発症している。また、附則抄には「肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。」と記載され、ウイルス性の肝がん・肝硬変の支援について言及している。厚生労働省が平成二十九年三月に発表

した「B型・C型肝炎による肝硬変・肝がん患者における医療費等の実態調査」では、平成二十七年時点で病院に通っているウイルス性肝臓病の患者数は六十五万人、そのうち重い肝硬変患者数は四・三万人、肝がん患者数は十・二万人で、約十五万人が重症で苦しんでいる。ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への医療費助成が平成三十年十二月から研究事業の一環として開始された。十五万人の一人割弱の一・二万人程度(七千二百二十八人)の入院数が見込まれていたが、実績は月五十人程度と大きく乖離しており、研究事業として、また医療費の助成としても事業の目的が十分に果たせていない。事業対象者の条件が実態に即したものになっていない結果であり、通院治療の拡大など治療法の変化に対応すべきである。対象者は、肝がん患者と重度肝硬変患者で時間的余裕がない重症患者である。第一歩としてのこの事業が有効に実施されるよう、再度の実態調査をした結果を踏まえて速やかに検討し適切に対処することを求める。B型肝炎、C型肝炎には効果が高

くかつ副作用のない治療薬が開発されているが、いまだに肝炎ウイルス感染を知らない潜在キャリアアは七十八万人、感染を知らずに潜在的に受診

している。厚生労働省が平成二十九年三月に発表

した「B型・C型肝炎による肝硬変・肝がん患者

における医療費等の実態調査」では、平成二十

七年時点で病院に通っているウイルス性肝臓病の

患者数は六十五万人、そのうち重い肝硬変患者

数は四・三万人、肝がん患者数は十・二万人で、

約十五万人が重症で苦しんでいる。ウイルス性の

肝がん・重度肝硬変患者への医療費助成が平成

三十年十二月から研究事業の一環として開始され

た。十五万人の一人割弱の一・二万人程度(七千

二百二十八人)の入院数が見込まれていたが、実

績は月五十人程度と大きく乖離しており、研究

事業として、また医療費の助成としても事業の

目的が十分に果たせていない。事業対象者の

条件が実態に即したものになっていない結果

をしていないキヤリアは五十三万人、百二十万人  
いると言われている。肝炎ウイルス検査や陽性者  
フォローについては自治体や職域により大きな差  
があるため、自治体の均てん化を図り、職域の実  
態を把握し、検査を促進する必要がある。また、  
全国の病院・医院の他診療科での肝炎ウイルス陽  
性判明者を受診につなげるためには、肝炎医療  
コーディネーターの活用が不可欠である。平成二  
十四年にB型肝炎ウイルス排除を目的とした治療  
薬の研究開発事業が開始された。基礎的研究が着  
実に進んでいるが、患者が利用できるまでには更  
に年数が見込まれる。全てのB型肝炎患者は、こ  
の治療薬の研究開発事業がより速いテンポで進展  
することを心から願っている。治療薬の研究開発  
を一層促進することを求める。

については、次の事項について実現を図られた  
い。

一、ウイルス性の肝がん・重度肝硬変治療研究事  
業の対象者を実態調査の結果を踏まえて、速や  
かに検討し適切に対処すること。

二、肝炎ウイルス検査や陽性者フォローにおいて  
は、都道府県・自治体の均てん化を図り、職域  
での実態を把握し、全国の病院・医院の他診療  
科での肝炎ウイルス陽性判明者を受診につなげ  
ること。その際、肝炎医療コーディネーターの  
活用を促進すること。

三、B型肝炎ウイルスを排除する治療薬の研究開  
発を一層促進すること。

第一一八一号 令和二年六月一日受理  
減らない年金、頼れる年金を求めることに関する  
請願

請願者 札幌市 畠山政子 外八十六名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一一八二号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都市 水口富美子 外六千二百  
十八名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一八三号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都市 松岡久雄 外六千二百  
八名  
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一八四号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都市 高山京子 外六千二百  
八名  
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一八五号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都市 新納昇二 外六千二百  
八名  
紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一八六号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 北海道上川郡比布町 遠藤春子  
外六千四百十五名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一八七号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

除料引下げに関する請願

請願者 京都市 島中孝敏 外六千二百  
八名  
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一八八号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都府長岡京市 森下美代子 外  
六千三百三十六名  
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一八九号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都府京丹後市 安田忠義 外六  
千二百二十八名  
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一九〇号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都府長岡京市 小森悦子 外六  
千二百二十八名  
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一九一号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都府亀岡市 田畑浩 外六千  
二百二十八名  
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一九二号 令和二年六月一日受理

七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都府亀岡市 中井和夫 外六千  
二百二十八名  
紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一九三号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都市 吾勝あかね 外六千二百  
十八名  
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一九四号 令和二年六月一日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願

請願者 京都市 神田知加子 外六千二百  
十八名  
紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一一九五号 令和二年六月一日受理  
ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護  
従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に  
関する請願

請願者 神戸市 半沢サク子 外千八百九  
十八名  
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一一九六号 令和二年六月一日受理  
ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護  
従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に  
関する請願

請願者 神戸市 佐野佳宏 外千八百九  
十八名  
紹介議員 伊藤 岳君



この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一一九七号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 兵庫県明石市 村上かなめ 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一一九八号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 兵庫県三木市 竹内和成 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一一九九号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 兵庫県明石市 川根一希 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇〇号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 兵庫県明石市 久保田朋子 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇一号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 兵庫県明石市 重田真衣 外千八百九十九名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇二号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 神戸市 松浦穂積 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇三号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 名古屋市 町田菜美 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇四号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 静岡市 小野田晴美 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇五号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願

請願者 静岡市 林宏征 外千八百九十八名  
紹介議員 武田 良介君  
この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇六号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 神戸市 藤本彩可 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇七号 令和二年六月一日受理

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願  
請願者 神戸市 野口洋子 外千八百九十八名

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第二一〇八号 令和二年六月一日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 内田華男 外千八百九十九名

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二一〇九号 令和二年六月一日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 松平隆弘 外千八百九十九名

第一二一〇号 令和二年六月一日受理  
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 新留千尋 外千八百九十九名

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二一一一号 令和二年六月一日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 米田睦実 外千八百九十九名

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二一二二号 令和二年六月一日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 宮地陽香 外千八百九十九名

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二一二三号 令和二年六月一日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 長山比呂子 外千八百九十九名

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二一二四号 令和二年六月一日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪市 児玉圭祐 外千三百七十名

第一二二五号 令和二年六月一日受理  
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪市 瀧花由佳 外三千五十九名

紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一二二六号 令和二年六月一日受理  
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市 小野杏奈 外三千五十九名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一二二七号 令和二年六月一日受理  
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪市 吉田睦月 外三千五十九名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一二二八号 令和二年六月一日受理  
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 埼玉県鶴ヶ島市 西垣章子 外三千五十九名

紹介議員 武田 良介君  
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一二二九号 令和二年六月一日受理  
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 埼玉県秩父市 黒澤伸幸 外三千五十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一二二〇号 令和二年六月一日受理  
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願  
請願者 大阪府岸和田市 井原昭子 外三千五十九名

紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一二二二号 令和二年六月一日受理  
高過ぎる国民健康保険料(税)の引下げへ抜本的改善を求めることに関する請願  
請願者 札幌市 富樫敦子 外二百四十七名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一二二三号 令和二年六月一日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 秋田県大仙市 長澤彩 外九百九十九名

紹介議員 石井 浩郎君  
この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一二二三号 令和二年六月一日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 東京都昭島市 津島志葉 外四百九十九名

紹介議員 高階恵美子君  
この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一二二四号 令和二年六月一日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 愛知県江南市 池上敦 外九百九十九名

紹介議員 大塚 耕平君  
この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一二二五号 令和二年六月一日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 三重県松阪市 西井拓 外四千名

紹介議員 芝 博一君  
この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一二二六号 令和二年六月一日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願  
請願者 滋賀県東近江市 吉村絵里 外九百九十九名

紹介議員 嘉田由紀子君  
この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一二二七号 令和二年六月一日受理  
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願  
請願者 札幌市 佐々木秀利 外千七百六十六名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二二八号 令和二年六月一日受理  
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願  
請願者 茨城県かすみがうら市 佐藤みほ 外九百七十六名

紹介議員 岡田 広君  
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二二九号 令和二年六月一日受理  
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願  
請願者 埼玉県春日部市 増田富子 外四千五百四十六名

紹介議員 古川 俊治君  
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二三〇号 令和二年六月一日受理  
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一三三一号 令和二年六月一日受理  
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願  
請願者 山形市 志田晃一 外五百五十名

紹介議員 芳賀 道也君  
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一三三二号 令和二年六月一日受理  
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに関する請願  
請願者 東京都立川市 野村耕治 外一万九千五百十三名

紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第一〇六三号と同じである。

第一三三三号 令和二年六月一日受理  
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願  
請願者 横浜市 齋藤正男 外五百五十五名

紹介議員 島村 大君  
この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一三三四号 令和二年六月一日受理  
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市 兼岡なつみ 外二千四百九十九名

紹介議員 福島みずほ君  
この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

<p>第一二三五号 令和二年六月一日受理 ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と 肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に 関する請願 請願者 香川県丸亀市 大塚伸子 外二千 百七十五名 紹介議員 山本 香苗君 この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。</p>	<p>請願者 長崎県諫早市 牛島輝彦 外千三 十三名 紹介議員 古賀友二郎君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に 関する請願 請願者 堺市 山口義弘 外九百九十九名 紹介議員 東 徹君 この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。</p>	<p>障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 さいたま市 鈴木真帆 外九百九 十九名 紹介議員 熊谷 裕人君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>
<p>第一二四七号 令和二年六月一日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 長野県安曇野市 白井隆之 外九 百九十七名 紹介議員 杉尾 秀哉君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>第二二五二号 令和二年六月一日受理 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総 合的な推進に関する請願 請願者 岐阜市 安藤晴美 外五千九百九 十九名 紹介議員 大野 泰正君 この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。</p>	<p>第二二六九号 令和二年六月二日受理 七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保 険料引下げに関する請願 請願者 東京都武蔵野市 福長和美 外百 六十九名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第四六号と同じである。</p>	<p>第一二七四号 令和二年六月二日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 千葉県鎌ヶ谷市 松村幸江 外千 十三名 紹介議員 長浜 博行君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>
<p>第一二四八号 令和二年六月一日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 長野県大町市 岡山実佐 外九百 九十九名 紹介議員 羽田雄一郎君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>第二二五三号 令和二年六月一日受理 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総 合的な推進に関する請願 請願者 奈良市 山口純子 外二千三百五 十名 紹介議員 佐藤 啓君 この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。</p>	<p>第二二七〇号 令和二年六月二日受理 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護 従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に 関する請願 請願者 福岡県田川郡糸田町 桑野久美子 外五百九十四名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第六二号と同じである。</p>	<p>第一二七五号 令和二年六月二日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 東京都小平市 原口隆夫 外千名 紹介議員 秋野 公造君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>
<p>第一二四九号 令和二年六月一日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 神奈川県三浦市 長谷川祐貴 外 四百九十九名 紹介議員 真山 勇一君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>第一二五四号 令和二年六月一日受理 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総 合的な推進に関する請願 請願者 大阪府八尾市 武川義人 外千百 七十一名 紹介議員 東 徹君 この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。</p>	<p>第一二七一号 令和二年六月二日受理 若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請 願 請願者 長崎市 松下セツ子 外四千四十 七名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。</p>	<p>第一二七六号 令和二年六月二日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 神戸市 岩田久子 外千九百九十 九名 紹介議員 高橋 光男君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>
<p>第一二五〇号 令和二年六月一日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 福島県郡山市 和田庄司 外千四 十八名 紹介議員 増子 輝彦君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>第一二五五号 令和二年六月一日受理 ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と 肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に 関する請願 請願者 栃木市 井岡由乃 外二百五十名 紹介議員 江崎 孝君 この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。</p>	<p>第一二七二号 令和二年六月二日受理 障害福祉についての法制度拡充に関する請願 請願者 奈良市 西口祐史 外千四百二十 九名 紹介議員 佐藤 啓君 この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>第一二七八号 令和二年六月二日受理 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総 合的な推進に関する請願 請願者 茨城県水戸市 佐藤智恵 外九百 五十九名 紹介議員 上月 良祐君</p>

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二七九号 令和二年六月二日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 宮崎県日南市 河野信幸 外千三百九十名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二八〇号 令和二年六月二日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 愛知県刈谷市 黒木りえ子 外千九百九十三名

紹介議員 田島麻衣子君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二八一号 令和二年六月二日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 宮崎市 里木光太郎 外千二百二十八名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二八二号 令和二年六月二日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 大阪府高槻市 野々村操 外千六百九十九名

紹介議員 石川 博崇君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二八三号 令和二年六月二日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 愛媛県松山市 亀井恭子 外千六百四十九名

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二八四号 令和二年六月二日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 愛媛県伊予郡松前町 中矢祥一 外二千四百六十名

紹介議員 ながえ孝子君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一二八五号 令和二年六月二日受理

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願

請願者 栃木県那須烏山市 木嶋健太 外千六百二十五名

紹介議員 石田 昌宏君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一二八六号 令和二年六月二日受理

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願

請願者 山形県米沢市 色摩庄一 外千四百四十名

紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一二八七号 令和二年六月二日受理

原発被災者の仕事・雇用対策に政府が責任を負うことに関する請願

請願者 福島県郡山市 渡部武男 外五百一名

紹介議員 岩渕 友君

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を明らかにし、多くの住民・中小業者を苦しめている。原発の技術は未完成であり、稼働することによって発生するばく大な放射性物質

(死の灰)を安全に処理する技術さえ存在しない。地震・津波大国にもかかわらず、国内に多数の原発があることによって全国に取り返しのできない壊滅的な被害が及ぶ危険性がある。一方、世界では、ドイツ、イタリア、スイスなど原発ゼロを目指す流れが広がっている。

については、安全な未来を次代に引き継ぐため、次の措置を採らねばならない。

一、原発被災者の仕事・雇用対策に政府が責任を負うこと。

第一三〇三号 令和二年六月二日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願

請願者 埼玉県川口市 山田秀行 外三千五百五十二名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一三〇四号 令和二年六月二日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 埼玉県上尾市 伊藤侑矢 外九百九十八名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一三〇五号 令和二年六月二日受理

生活保護基準の引下げを撤回し、二〇一八年十月前の基準に戻し、引上げを求めることに関する請願

請願者 大阪市 上野恵美 外千八百九名

紹介議員 吉良よし子君

政府は、二〇〇四年からの高齢加算の縮小・廃止、二〇一三年八月から三年にわたって最高一〇%の生活扶助基準の引下げ、さらに冬季加算、住宅扶助を削減してきた。生活保護基準の引下げに對し、二十九都道府県、千人を超える原告が裁判を闘っている。この裁判の判決を待たずして、政府は二〇一八年十月から二〇二〇年までの三年間

で、生活保護基準の最高5%、年百六十億円の引下げを強行している。これまでの連続した引下げで食事や入浴、冠婚葬祭など全てにわたって節約してきた生活に一層追い打ちをかけるものである。政府は引下げの理由に、国民の最も収入の低い層の消費支出と比較して生活保護基準が高いということも挙げている。多くの団体や生活保護利用者、福祉関係者、国連の人権専門家、低所得者や生活保護を利用している人の実態や声を無視し、予算を削るために際限なく基準を引き下げるやり方であると批判している。生活保護基準は、最低賃金や年金、各種手当、住民税非課税基準、就学援助、各種減免などの基準に影響する。生活保護基準引下げは、国民生活全体の引下げにつながり、貧困を一層広げるものである。

については、憲法第二十五条に保障されている国民誰もが健康で文化的な人間らしい生活ができるよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、生活保護基準の引下げを撤回し、二〇一八年十月前の基準に戻し、さらに「健康で文化的な生活」ができる基準に引き上げること。

第一三〇六号 令和二年六月二日受理

国の責任で、みんなが安心して暮らせる年金制度とすることに関する請願

請願者 大阪府八尾市 加藤政子 外三百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

政府は年金制度を百年安心とし、年金カット法を実施した。この結果、年金は下がり続けている。こうした中で、金融庁は年金だけでは老後の生活資金が二千万円も不足するという報告書を出したが、金融担当大臣がこの受取を拒否し、国民の大きな怒りを招いている。四十年間保険料を払い続けても、基礎年金(国民年金)の給付は月六万五千八円にしかならず、憲法第二十五条の「健康で文化的な最低限度の生活」には程遠いものである。格差と貧困が広がる中、今ほど生活できる年金制度にすることが求められるべきではない。この

財源は、大企業に中小企業並みの税負担と富裕層に自分の負担を求めれば実現できる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、年金を引き下げる「マクロ経済スライド」を中止すること。

二、年金を大幅に引き上げ、憲法第二十五条の「健康で文化的な生活ができる年金にする」と。

三、二百兆円の年金積立金は株式運用に使わず、年金引上げに充てること。

第一三〇七号 令和二年六月二日受理  
医療・介護の負担増の中止に関する請願  
請願者 さいたま市 橋本英二郎 外五百

四名

紹介議員 熊谷 裕人君

消費税率の一〇％への引上げと景気の悪化、医療・介護の保険料の上昇などが、今、家計を強く圧迫している。年金の受取額の抑制で、高齢者を中心に将来の生活への不安が広がっている。こうした中、政府は全世代型社会保障などと称して、あらゆる世代で更なる医療や介護の負担増と給付抑制を検討している。医療費の窓口負担や介護利用料の引上げ、保険の効く範囲を狭めることは、医療・介護を受けられない人を増やし、国民の健康を脅かす。医療や介護の財源について言うならば、患者・利用者の負担を増やすのではなく、大企業や富裕層に自分の負担をしてもらうことで確保すべきである。

ついては、全ての人が安心して医療と介護が受けられるよう、患者・利用者の負担軽減とともに、次の事項について実現を図られたい。

一、医療の患者負担を増やさないこと。

1 七十五歳以上の窓口負担の原則一割から二割への引上げはしないこと。

2 花粉症治療薬、痛み止め、漢方薬など、市販品のある薬の保険外しをしないこと。

3 受診するたびに定額(百円または五百円)を

窓口負担に上乘せしないこと。

二、介護の利用者負担を増やさないこと。

第一三〇八号 令和二年六月二日受理  
医療・介護の負担増の中止に関する請願  
請願者 さいたま市 山崎利彦 外六百九十五名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

第一三六一号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願  
請願者 北九州市 豊田圭子 外二百三十七名

七名

紹介議員 河野 義博君

てんかんは、あらゆる年齢で発病する脳の病気であり、百人に一人、全国に百万人の患者がいる。早期診断・治療により七〇％以上の人が発作のない生活を送ることができる。しかし、てんかんの専門診療が全国どこでも受けられるわけではない。てんかんの発作は、一瞬手足がピクンしたり、短時間意識がなくなったり、全身けいれんまで様々な症状がある。また、発作だけでなく知的障害、精神障害や身体障害など合併障害の人も多くいる。障害者差別解消法が施行されたにもかかわらず、学校行事への参加制限、職場での配置転換や解雇、交通運賃割引制度の対象外など不利益事例が数多く報告されており、てんかんに対する正しい理解と多様な支援が求められている。

ついては、てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現のため、次の措置を探られたい。

一、啓発に関しては、国民の理解を深めるための政策を進めること。

1 二月第二月曜日の「世界でてんかんの日」と十月の「てんかんを正しく理解する月間(てんかん月間)」の周知活動に、国も協力をする

こと。

2 日頃からてんかんのある人と接する機会が多い職種に対して、てんかんの正しい知識と介助・観察法を習得する機会を設けること。

3 既往症や緊急対処法を明記する携行品を、全国統一様式として導入できるよう推進すること。

二、医療に関しては、

1 てんかんの地域診療体制等を充実すること。

(一)てんかん地域診療連携体制整備事業を拡充し、全国に医療連携と相談支援の体制を整備すること。

(二)地域医療計画の再確認とともに、専門医の養成と一般医への情報提供を図り、てんかん診療の地域格差を改善すること。

(三)重度者に対応できる診察時間の確保、救急救命体制の整備、診断書作成費の公費負担など、制度の充実を図ること。

(四)災害時に被災地で抗てんかん薬が不足しないようにすること。

2 難治てんかんの克服に向けた研究を充実すること。

(一)国の臨床研究事業において、難治てんかんの研究テーマを充実すること。

(二)新薬の開発を推進すること。

三、福祉に関しては、地域で安心して暮らせる支援体制を整備すること。

1 てんかんの障害特性に配慮して、障害者支援サービスが地域格差なく全国どこでも利用できるようにすること。

2 市町村が実施する施策についても、必ず病気や障害のある住民(当事者)の意見を反映するなど、当事者参画によるサービスの促進を図ること。

3 全国の自治体に、てんかんに関する総合的な相談窓口を配置するよう促進すること。

四、労働に関しては、働く場の機会拡充を図ること。

1 てんかんがあることを理由にした採用時や採用後の職場での差別禁止、自動車運転が困難な人への合理的配慮など、事業所への積極的な指導を行うこと。

2 継続雇用が困難な人に、優先的に仕事のあつせんを行う体制を設けること。

3 障害者雇用制度を適切に全国で推進されるよう指導をすること。

五、発作時に主治医から指示のある坐薬の挿入や頓服薬の服用が、保育所、学童保育の現場において制限されないように全国へ指導をすること。

第一三六二号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願  
請願者 大阪府八尾市 西山泰子 外二百九十九名

九十九名

紹介議員 熊野 正士君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一三六三号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願  
請願者 愛知県岡崎市 服部俊子 外二百四十九名

四十九名

紹介議員 里見 隆治君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

二九

第一三六五号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 香川県東かがわ市 谷ツネ子 外  
二百五十二名  
紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三六六号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 秋田県能代市 塚本仁 外二百三  
十六名  
紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三六七号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 静岡市 井上明子 外二百四十二  
名  
紹介議員 平山佐知子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三三八号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 北海道江別市 村中英雄 外二百  
八十四名  
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三三九号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 長野県塩尻市 森田美子 外二百  
九十九名  
紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七〇号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都世田谷区 山崎智 外二百  
十五名  
紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七二号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 仙台市 佐藤奈美代 外二百六十  
八名  
紹介議員 石垣のりこ君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七三号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 新潟県上越市 市川修一郎 外二  
百九十七名  
紹介議員 打越さく良君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七四号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 千葉県山武市 段木京子 外二百  
九十九名

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七五号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 千葉県四街道市 重原英泉 外二  
百四十九名  
紹介議員 長浜 博行君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七六号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 長野県安曇野市 二子石京子 外  
二百八名  
紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七七号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 兵庫県明石市 田中よね子 外二  
百四十九名  
紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七八号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 広島市 頼国篤司 外二百五十八  
名  
紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三七九号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 大分市 大西彩葉 外二百八十六

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八〇号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 愛媛県今治市 渡邊孝子 外二百  
四十九名  
紹介議員 ながえ孝子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八二号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 千葉市 西郡謙一 外二百九十九  
名  
紹介議員 朝日健太郎君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八三号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 徳島県海部郡美波町 米田君夫  
外二百九十九名  
紹介議員 小川 克巳君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八四号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 小池加代子 外二

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八五号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 小池加代子 外二

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八六号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 小池加代子 外二

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八七号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 小池加代子 外二

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八八号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 小池加代子 外二

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三八九号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 小池加代子 外二

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。  
第一三九〇号 令和二年六月三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 小池加代子 外二

百四十九名

紹介議員 中川 雅治君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一三八五号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願

請願者 愛媛県今治市 片岡一穂 外二百  
十九名

紹介議員 三宅 伸吾君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一三八六号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願

請願者 大阪府吹田市 黒川高行 外二百  
九十九名

紹介議員 東 徹君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一四二六号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道勇払郡安平町 三間浩 外  
三百六名

紹介議員 井上 哲士君

マーガリンやショートニングなどはサクサクと  
した食感を出したり、常温で固まるため扱いやす  
く、菓子パンやスナック菓子、揚げ物などに多用  
されているが、植物油に水素を添加し、製造され  
る過程でトランス脂肪酸が生まれる。WHO(世  
界保健機関)・FAO(国際連合食糧農業機関)合  
同専門家会合は、二〇〇三年、心臓血管系の健康  
増進のため食事からのトランス脂肪酸の摂取を極  
めて低く抑えるべきとし、最大でも一日当たりの  
総エネルギー摂取量に対して一%未満とすること  
を勧告し、更なる規制強化を二〇〇九年に示して  
いる。デンマーク、スイス、オーストリアでは百  
グラム当たり二グラム以上のトランス脂肪酸を含

んだ油脂の国内流通を相次いで禁止し、米国、カ  
ナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、  
ブラジル、韓国、香港、台湾、中国ではトランス  
脂肪酸の食品含有量表示を義務付けた。さらに、  
二〇一五年六月、米国の食品医薬品局は、トラン  
ス脂肪酸を多く含む部分水素添加油脂の使用を二  
〇一八年六月以降、禁止すると発表した。肥満や  
アレルギー疾患、胎児への悪影響など人の健康に  
有害であることが研究等で一層明らかになるにつ  
れ、トランス脂肪酸の規制や表示義務化が世界的  
に広がっている。一方、日本では、二〇一五年四  
月から施行された新・食品表示法でもトランス脂  
肪酸は義務表示とならず、食品事業者任せで表示  
はほとんどされていないほか、男性より女性、ま  
た若い世代ほど摂取量が多いとの調査結果が出て  
いる。政府が国民の健康増進を図るための施策を  
講ずるよう求める。

ついでに、次の事項について実現を図られた  
い。

一、トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加  
油脂の使用規制・禁止を検討すること。

第一四二七号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道函館市 清水光子 外三百  
六名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四二八号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 東京都板橋区 小比類巻純子 外  
三百六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四二九号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北九州市 北迫清子 外三百六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三二号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 山梨県甲州市 武川敬子 外三百  
六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道紋別市 鈴木剛 外三百六  
名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三〇号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道千歳市 中川幸子 外三百  
六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三一号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道小樽市 本田瞳 外三百六  
名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三二号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 山梨県甲州市 武川敬子 外三百  
六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三三号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北九州市 北迫清子 外三百六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 東京都板橋区 吉田よし子 外三  
百六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三五号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道釧路市 菅原祥子 外三百  
十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三六号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道釧路市 及川真理子 外三  
百六名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三七号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 北海道釧路市 一森道子 外三百  
六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一四三八号 令和二年六月三日受理

トランス脂肪酸の摂取源となる部分水素添加油脂  
の使用規制・禁止に関する請願

請願者 東京都世田谷区 八尋遙 外三百  
六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第七部

厚生労働委員会会議録第十八号

令和二年六月十二日

【参議院】

第一四三九号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 静岡県藤枝市 朝比奈澄子 外四  
百六十名

紹介議員 井上 哲士君  
アベノミクスの下で実質賃金は年間十八万円円減  
少し、パートを含む女性の賃金は男性の五三%で  
ある。女性たちは、子育てや介護の重い負担、低  
賃金による老後の不安を抱えながら懸命に働いて  
いる。安倍首相はこの六年間で雇用は三百八十万  
人増えた(二〇二〇年一月、施政方針演説)と胸を  
張ったが、増加の五五%は非正規であり、最も多  
い年齢層は六十五歳以上である。さらに、低年金  
で生活が苦しい高齢者が七十歳まで働き続けるこ  
とを推進し、多様で柔軟な働き方、雇用関係によ  
らない働き方の名で個人事業主扱いされる無権利  
の労働者をつくり出していることは重大である。  
一日八時間働けば普通に暮らすことができ、安心  
して老後を迎えられる社会への転換が今こそ求め  
られている。最低賃金の抜本的な引上げと格差の  
是正、全国一律の制度を求める声が全国知事会も  
含めて高まっており、職場におけるセクシユア  
ル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やパワー・ハラ  
スメント(地位を利用した嫌がらせ)を人権侵害と  
して声を上げる動きも広がっている。ILO(国  
際労働機関)「仕事の世界における暴力とハラスメ  
ント禁止条約」の批准と国内法の見直しがいよいよ  
求められている。「誰一人取り残さない」持続可  
能な社会へ、貧困や不平等の解消、ジェンダー平  
等、ディーセントワーク(人間らしい仕事)の実現  
などを二〇三〇年までに達成しようというSD  
Gsは、政府や企業も含めて取り組まれている。  
ついでには、次の事項について実現を図られた  
い。

一、最低賃金を時給十五百円以上に引き上げ、全  
国一律最低賃金制度を創設すること。  
二、「雇用によらない働き方」の推進をやめ、八時  
間働けば普通に暮らせるよう、正規労働が当た

り前となる規制を強めること。  
三、セクハラ・パワハラをなくすため、ハラスメ  
ントの禁止を明記した法整備を行うこと。

第一四四〇号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 滋賀県高島市 藤原浩子 外四百  
六十名  
紹介議員 伊藤 岳君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四一号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 大分県宇佐市 林正道 外四百六  
十名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四二号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 鳥取市 錦織節子 外四百六十名  
紹介議員 岩淵 友君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四三号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 鳥取県若美郡若美町 平井由香里  
外四百六十名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四四号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 長野県佐久市 三石小夜子 外四

紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四五号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 長野市 堰免久美 外四百六十七  
名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四六号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 長野県諏訪市 渋井富江 外四百  
六十名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四七号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 滋賀県大津市 西垣滋 外四百六  
十名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四八号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 東京都八王子市 中村映子 外四  
百六十名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四四九号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願

請願者 福島県いわき市 高萩静枝 外四  
百六十名  
紹介議員 武田 良介君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四五〇号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 福島県いわき市 吉田悦子 外四  
百六十名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一四五一号 令和二年六月三日受理  
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・  
パワハラ禁止の法整備に関する請願  
請願者 福島県会津若松市 金子美和 外  
四百六十名  
紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第一四三九号と同じである。

第一五一三号 令和二年六月三日受理  
保育・児童保育職員の増員、仕事と子育ての両立  
支援策の拡充等に関する請願  
請願者 千葉県船橋市 田中裕也 外九百  
九十九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第一五一四号 令和二年六月三日受理  
七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対、保  
険料引下げに関する請願  
請願者 東京都町田市 塚平新紀 外千八  
百五十名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五一五号 令和二年六月三日受理  
ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護



従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に  
関する請願

請願者 東京都国分寺市 今田和歌子 外  
百八十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一五一六号 令和二年六月三日受理

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する  
請願

請願者 東京都世田谷区 山口典奈 外一  
万二千八百六十二名

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一五一七号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 栃木市 石川真珠子 外三千六百  
五十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五一八号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 栃木市 深野まどか 外三千六百  
五十五名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五一九号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町 新井涼治  
外三千六百五十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二〇号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 高瀬真治 外三千  
六百五十五名

紹介議員 岩瀬 友君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二一号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 東京都板橋区 田上早苗 外三千  
六百五十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二二号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 羽田野未央 外三  
千六百五十五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二三号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 林ちず子 外三千  
六百六十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二四号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 岡山県備前市 森菜穂子 外四千  
七百二十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二五号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 長野県飯田市 岡田正史 外四千  
六百五十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二六号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 福島県郡山市 二瓶恵美子 外三  
千六百五十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二七号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 群馬県高崎市 中澤英之 外三千  
六百五十五名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二八号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 名古屋市長崎美枝子 外三千六  
百五十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五二九号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 東京都東大和市 野村チエ子 外  
三千六百五十五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五三〇号 令和二年六月三日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善  
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 秋田県横手市 佐藤烈子 外八百  
四十名

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一五三一号 令和二年六月三日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請  
願

請願者 東京都小平市 森越初美 外二百  
七十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第一五三二号 令和二年六月三日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 滋賀県大津市 西本賢 外五千九  
百九十九名

紹介議員 こやり隆史君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一五三三号 令和二年六月三日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 名古屋市長崎美枝子 外九百九十  
九名

紹介議員 牧野たかお君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一五三四号 令和二年六月三日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 神戸市 近藤郁子 外千九百九十  
八名

紹介議員 伊藤 孝江君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一五三三号 令和二年六月三日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 東京都立川市 尾崎佐知子 外四

百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一五三六号 令和二年六月三日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 京都府京田辺市 松本良輔 外九

百九十九名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一五三七号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 愛知県刈谷市 高松茂臣 外千九

百六十九名

紹介議員 酒井 庸行君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五三八号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 群馬県前橋市 大沢浩美 外六千

四名

紹介議員 中曽根弘文君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五三九号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 群馬県高崎市 福田俊昭 外千九

百九十九名

紹介議員 羽生田 俊君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五四〇号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 熊本市 下村明子 外千五百十一

名

紹介議員 馬場 成志君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五四一号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 静岡県富士市 秋山悦子 外千名

名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五四二号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 山形県上山市 鈴木靖夫 外五百

六十名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五四三号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 新潟市 野口武実 外二千九百四

十五名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五四四号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 東京都葛飾区 浜田敏子 外五千

七十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五四五号 令和二年六月三日受理

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 東京都練馬区 平峯寿夫 外三千

三百八十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一五四六号 令和二年六月三日受理

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市 弘瀬文雄 外千

四百八十六名

紹介議員 小川 克巳君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一五四七号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 北海道登別市 中村翔太 外二千

三百九十九名

紹介議員 鉢呂 吉雄君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五四八号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 山形県東田川郡庄内町 奥山勝重

外二百六十九名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五四九号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 新潟県柏崎市 杵渕泰子 外二百

名

紹介議員 井上 哲土君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五五〇号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 岩手県奥州市 石川恵美 外二百

十六名

紹介議員 横沢 高德君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五五一号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 富山市 志波一樹 外二百九十九

名

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五五二号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 さいたま市 東海林孝文 外二百

六十一名

紹介議員 矢倉 克夫君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五五三号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 大阪府豊中市 中山恵美子 外二

百四十九名

紹介議員 井上 哲土君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五五四号 令和二年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 新島県新島郡 杵渕泰子 外二百

名

紹介議員 井上 哲土君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

<p>請願者 山梨県上野原市 植松由紀 外二 百九十九名</p> <p>紹介議員 小池 晃君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>請願者 兵庫県尼崎市 川合照美 外二千 六百七十五名</p> <p>紹介議員 末松 信介君</p> <p>この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>に関する請願</p> <p>請願者 京都府城陽市 平良和彦 外二百 九十九名</p> <p>紹介議員 小沼 巧君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>と大幅増員を求めることに関する請願</p> <p>請願者 岡山県倉敷市 石原裕明 外九百 九十九名</p> <p>紹介議員 市田 忠義君</p> <p>この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。</p>
<p>第一五五五号 令和二年六月三日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p> <p>請願者 東京都板橋区 浅野佳子 外二百 九十九名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>第一六〇八号 令和二年六月四日受理</p> <p>障害福祉についての法制度拡充に関する請願</p> <p>請願者 北海道旭川市 越智亮平 外九百 七十二名</p> <p>紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>	<p>第一六一三三号 令和二年六月四日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p> <p>請願者 東京都豊島区 松井悠果 外二百 九十九名</p> <p>紹介議員 塩村あやか君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>第一六三三三号 令和二年六月四日受理</p> <p>障害福祉についての法制度拡充に関する請願</p> <p>請願者 岐阜市 池田光巳 外千六百五十 四名</p> <p>紹介議員 渡辺 猛之君</p> <p>この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。</p>
<p>第一五五六号 令和二年六月三日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p> <p>請願者 沖縄県浦添市 知念スミ子 外二 百二十三名</p> <p>紹介議員 伊波 洋一君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>第一六〇九号 令和二年六月四日受理</p> <p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総 合的な推進に関する請願</p> <p>請願者 群馬県太田市 新井久江 外五千 九百九十九名</p> <p>紹介議員 清水 真人君</p> <p>この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。</p>	<p>第一六一四号 令和二年六月四日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p> <p>請願者 福岡市 熊丸恭子 外二百五十名</p> <p>紹介議員 高瀬 弘美君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>第一六三四号 令和二年六月四日受理</p> <p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総 合的な推進に関する請願</p> <p>請願者 佐賀市 三原睦子 外五千四百十 九名</p> <p>紹介議員 福岡 資麿君</p> <p>この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。</p>
<p>第一六〇五号 令和二年六月四日受理</p> <p>安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善 と大幅増員を求めることに関する請願</p> <p>請願者 埼玉県北足立郡伊奈町 内田太郎 外五百四十四名</p> <p>紹介議員 伊藤 岳君</p> <p>この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。</p>	<p>第一六一〇号 令和二年六月四日受理</p> <p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総 合的な推進に関する請願</p> <p>請願者 静岡県富士宮市 後藤あき子 外 千四百六十八名</p> <p>紹介議員 榎葉賀津也君</p> <p>この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。</p>	<p>第一六一五号 令和二年六月四日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p> <p>請願者 埼玉県草加市 野口真希 外二百 九十九名</p> <p>紹介議員 伊藤 岳君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>第一六三五号 令和二年六月四日受理</p> <p>ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と 肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に 関する請願</p> <p>請願者 佐賀市 石丸正雄 外二千八百四 十五名</p> <p>紹介議員 福岡 資麿君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。</p>
<p>第一六〇六号 令和二年六月四日受理</p> <p>安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善 と大幅増員を求めることに関する請願</p> <p>請願者 大分県別府市 村田光代 外七百 七十名</p> <p>紹介議員 安達 澄君</p> <p>この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。</p>	<p>第一六一一〇号 令和二年六月四日受理</p> <p>ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と 肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に 関する請願</p> <p>請願者 栃木県日光市 星野敦康 外二百 五十名</p> <p>紹介議員 平木 大作君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。</p>	<p>第一六一六号 令和二年六月四日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p> <p>請願者 札幌市 板倉拓也 外二百九十九 名</p> <p>紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>	<p>第一六三六号 令和二年六月四日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p> <p>請願者 大阪府松原市 篠本美智子 外三 百一名</p> <p>紹介議員 市田 忠義君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。</p>
<p>第一六〇七号 令和二年六月四日受理</p> <p>障害福祉についての法制度拡充に関する請願</p>	<p>第一六一二〇号 令和二年六月四日受理</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支えること に関する請願</p>	<p>第一六三二〇号 令和二年六月四日受理</p> <p>安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善 に関する請願</p>	<p>第一六四二〇号 令和二年六月四日受理</p>

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願

請願者 岐阜県瑞穂市 西川政男 外八百八十名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一六四三号 令和二年六月四日受理  
障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 東京都八王子市 小笠原良 外四百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一六四四号 令和二年六月四日受理  
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 和歌山市 島正巳 外千六百四十四名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一六四五号 令和二年六月四日受理  
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願

請願者 東京都江戸川区 生井澤昇 外二千九百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一六四六号 令和二年六月四日受理  
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願

請願者 栃木県日光市 佐々木功 外二千八百名  
紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一六四七号 令和二年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 東京都府中市 岡田直子 外二百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

六月十二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆)  
二、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律

1 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。  
2 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等」とは、次に掲げる給付金をいう。  
一 都道府県、市(特別区を含む)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型

コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給される令和二年度の一般会計補正予算(第二号)における母子家庭等対策費補助金を財源とするもの  
二 都道府県から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対し慰労金として支給される令和二年度の一般会計補正予算(第二号)における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とするもの

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の特例等を定めるものとする。  
(定義)  
第二条 この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感

染症をいう。

(給付日数の延長に関する特例)

第三条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者(以下この条において「受給資格者」という。)であつて、同法第二十二條第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外のもの(同法第二十四條の二第四項に規定する個別延長給付又は同法附則第五条第一項の規定による基本手当の支給を受けることができるものを除く。)のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者については、公共職業安定所長が、その地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第三号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められた場合においては、第三項の規定による期間内の失業している日(同法第十五條第二項に規定する失業の認定を受けた日に限る。)について、同法の規定による所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

一 受給資格(雇用保険法第十四條第二項第一号に規定する受給資格をいう。次号及び第三号において同じ。)に係る離職の日が、新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二條第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言(次号において「緊急事態宣言」という。)がされた日以前である場合、当該日において現に受給資格者である者  
二 受給資格に係る離職の日が、緊急事態宣言がされた日後新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二條第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(次号において「緊急事態解除宣言」という。)がされた日以前である場合、特定理由離職者(雇用保険法

第十三条第三項に規定する特定理由離職者をいう。同号において同じ。）又は特定受給資格者（同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者をいう。同号において同じ。）である者

三 受給資格に係る離職の日が、緊急事態解除宣言がされた日後である場合、特定理由離職者（雇用保険法第二十四条の二第一項に規定するものに限る。）又は特定受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（次条及び第五条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により離職を余儀なくされた者

2 前項の場合において、所定給付日数を超過して基本手当を支給する日数は、六十日（雇用保険法第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日を限度とするものとする。）

3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

4 第一項の規定の適用がある場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第 号。以下「臨時特例法」という。）第三條第一項の規定による基本手当の支給（以下「特例延長給付」という。）を」と、「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」と、「同条第二項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」と、「個別延長給付又は」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付又は」と、「個別延長給付」とあるのは

「個別延長給付又は特例延長給付」と、同法第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第三十条第五項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」と、同法第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第一項並びに臨時特例法第三條第一項」とする。

（雇用保険法による雇用安定事業の特例）  
第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者（次条第一項において「被保険者」という。）に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

（被保険者でない労働者に対する給付金）  
第五条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた被保険者でない労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じて特別の給付金を支給することができる。

2 雇用保険法第七十六条第一項、第七十七条、第七十七条の二、第七十九条、第八十三条（第一号、第二号及び第四号を除く。）、第八十五条（第二号を除く。）、及び第八十六条第一項の規定は、前項の規定による給付金の支給について準用する。この場合において、同法第七十六条第一項中「被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者以下受給資格者等」という。若しくは

教育訓練給付対象者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは、「又は」と、「事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体」とあるのは「事業主」と、「この法律の施行」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第 号。以下「臨時特例法」という。）

第五条第一項の規定による給付金の支給」と、同法第七十七条中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の給付金」と、「この法律の施行」とあるのは「同項の規定による給付金の支給」と、同法第七十七条の二第一項中「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の規定による給付金の支給」と、同法第七十九条第一項中「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の規定による給付金の支給」と、「被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは、「又は」と、「事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所」とあるのは「事業所」と、同法第八十五条中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の給付金」と、同法第八十六条第一項中「法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「法人」と、「前三条」とあるのは「第八十三条又は前条」とする。

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護）  
第六条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項の給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。  
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止）

第七条 租税その他の公課は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び第五条第一項の給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。  
（厚生労働省令への委任）

第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

附則  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して（特例延長給付に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にされた新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言に係る第三条の規定の適用については、同条第一項中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者（同法の規定による所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がこの法律の施行の日以後である者に限る。）とする。」とする。

（雇用保険法の一部改正）

第三条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 国庫は、令和二年度及び令和三年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付、雇用継続給付及び職業訓練受講給付金並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症等の影響）に対するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第 号。第三條第一項第三号）に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。次項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、前条第一項に規定する額のほか、予算で定めるところ

により、その費用の一部を負担することができ

2 国庫は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）に限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3 令和二年度及び令和三年度における前条第三項の規定の適用については、同項中「附則第十四条第一項」とあるのは、「附則第十四条第一項並びに第十四条の二第一項及び第二項」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正）  
第四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

（一般会計から雇用勘定への繰入れの特例）  
第十九条の三 令和二年度及び令和三年度においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、雇用保険法附則第十四条の二第二項に規定する雇用安定事業に要する費用で国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れられるものとする。

附則第二十條の二に次の一項を加える。  
3 令和二年度及び令和三年度における前項の規定の適用については、同項中「平成二十九年度から令和三年度までの各年度」とあるの

は「令和二年度及び令和三年度」と、「及び同条第三項」とあるのは「並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条第三項」とする。

附則第二十條の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、「一の間」の下に「並びに前項の規定による組入金の総額が第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び第五項の規定により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間」を加え、「中」加減した額を「中」減じた額が「に」、「加減した額並びに」を「減じた額に」、「の合計額」を「並びに当該会計年度までの同条第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第五項の規定により補足した金額の合計額から同条第六項の規定による組入金の総額を控除して得た金額の合計額を加算した額が」に、「附則第二十条の三第三項」を「附則第二十条の三第六項」に、「同条第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項」を「同条第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第五項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項」を「第四項」に、「附則第二十条の三第三項」を「附則第二十條の三第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「平成二十二年度から平成二十五年度まで」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「平成二十二年度から平成二十五年度まで」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、「第百三条第三項の規定による」を削り、「同条第五項」を「第百三条第五項」に改め、「掲げる事業」の下に「及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第 号）第四条の規定による事業」を加え、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項まで

として次の三項を加える。

令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第百三条第五項の規定によるほか、育児休業給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 令和二年度及び令和三年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百三条の二第四項の規定により育児休業給付資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百三条の二第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十條の三第三項の規定による組入金」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十七の次に次の一号を加える。

二十の二十八 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第 号）